

山鹿市公共施設等総合管理計画



平成 30 年 8 月改訂

山鹿市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 対象施設	2
4 計画期間	2
第2章 山鹿市の状況	3
1 人口の動向と将来見通し	3
(1) 総人口	3
(2) 年齢別人口	4
(3) 地域別人口	4
2 財政状況	6
(1) 決算の状況と今後の見通し	6
(2) 普通建設事業と維持補修費	7
第3章 公共施設等の現状と課題	9
1 公共施設等の状況	9
(1) 施設の保有状況	9
(2) 人口1人当たりの延床面積	11
(3) 利用状況と使用料	12
(4) インフラの整備状況	14
2 維持・更新費用の推計	16
(1) 建築・整備からの経過年数	16
(2) 維持・更新費用の推計	20
第4章 基本的な方針	26
1 基本理念	26
2 基本的な考え方	26
(1) 社会環境と利用ニーズに適応した適正配置	26
(2) 適正配置に基づく維持・更新	26
(3) 国及び地方公共団体、民間施設を含めた効率的活用	27
(4) 長期的な存続、有効的な活用を目指した適正管理	27
(5) 安全・安心の追求とみんなにやさしい施設づくり	27

(6) 財政負担の軽減と平準化	28
(7) 廃止施設の適正処分	28
3 基本目標	28
第5章 施設類型ごとの方針	30
1 公共施設	30
(1) 庁舎、市民センター	30
(2) 社会福祉施設、高齢者福祉施設	31
(3) 児童福祉施設	32
(4) 保育園、幼稚園	32
(5) 農業用施設	33
(6) 物産館	33
(7) 保健医療施設	34
(8) 衛生・清掃施設	34
(9) 商工観光施設	35
(10) 公園	35
(11) 市営住宅	36
(12) 消防施設	37
(13) 小・中学校、学校給食センター	37
(14) 公民館、集会所、研修施設	38
(15) 社会教育施設、文化施設	39
(16) 社会体育施設	40
(17) その他の施設	40
(18) 普通財産	41
2 インフラ	41
(1) 道路	41
(2) 橋梁・トンネル・その他構造物等	41
(3) 河川等	42
(4) 水道	42
(5) 下水道	42
第6章 計画の推進に向けて	44
1 全庁的な取組体制の確立	44
2 計画の進行管理と見直し	44
3 説明責任と情報公開	44
※ 用語説明	46

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

我が国では、1964年の東京オリンピックや1970年の大阪万博に代表される高度経済成長期と時期を同じくして集中的にインフラが整備され、後を追うように全国の地方公共団体においても、学校、公営住宅等の公共施設、道路、下水道等のインフラ資産が整備されました。これらの多くは、近い将来耐用年数を迎えることとなり、国・地方を通じて厳しい財政状況にある中、その更新費用の確保は困難な状況にあります。

こうした状況下、国においては平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国・地方が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされ、地方公共団体に対して、団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

一方、山鹿市では、合併前のそれぞれの自治体において、時代の要請や地域住民の要望に応える形で、多くの公共施設、インフラ（以下「公共施設等」という。）を整備し、一つの地方公共団体として保持すべき水準の資産確保に努めてきました。その結果、これらの資産を引き継ぐ新市においては、全国自治体の類似団体（山鹿市と同じ類型は全国に47団体）と比較しても過剰に施設を保有することとなり、経年劣化が進む中その維持管理費も莫大な規模となっていたことから、平成18年度に「公共施設再編整備計画」を策定し、公共施設の再構築（再生）をはじめとする公共施設のあり方について方向性を示しました。

また、平成23年度には、激変する社会経済環境、歯止めがかからない人口減少と少子高齢化を受けて、行政のあり方と考え方を再度検証しながら計画を見直した「第2次公共施設再編整備計画」（以下「前計画」という。）を策定し、公有財産の利活用形態の効率化、公共施設の再構築等に努めてきました。

平成27年度には、将来都市像を見据えたまちづくりの基本姿勢「第2次山鹿市総合計画」と、将来人口ビジョンの実現のための施策をまとめた「山鹿市総合戦略」を策定しました。また、その推進を図りながらも効率・効果的な行政運営を目指すため、平成28年度には「第3次行政改革大綱」と「第3次財政構造改革大綱」を策定予定です。

更には、昨年4月に県民がかつて経験したことのない熊本地震に見舞われ、多くの自治体で庁舎をはじめとした公共施設等の復旧、強度化、耐震化が喫緊の課題として取り上げられています。

以上のことから、今後の施設管理にあっては、公共施設の最適な配置を実現するため、全体の現状を把握した上で、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を目指していかなければなりません。

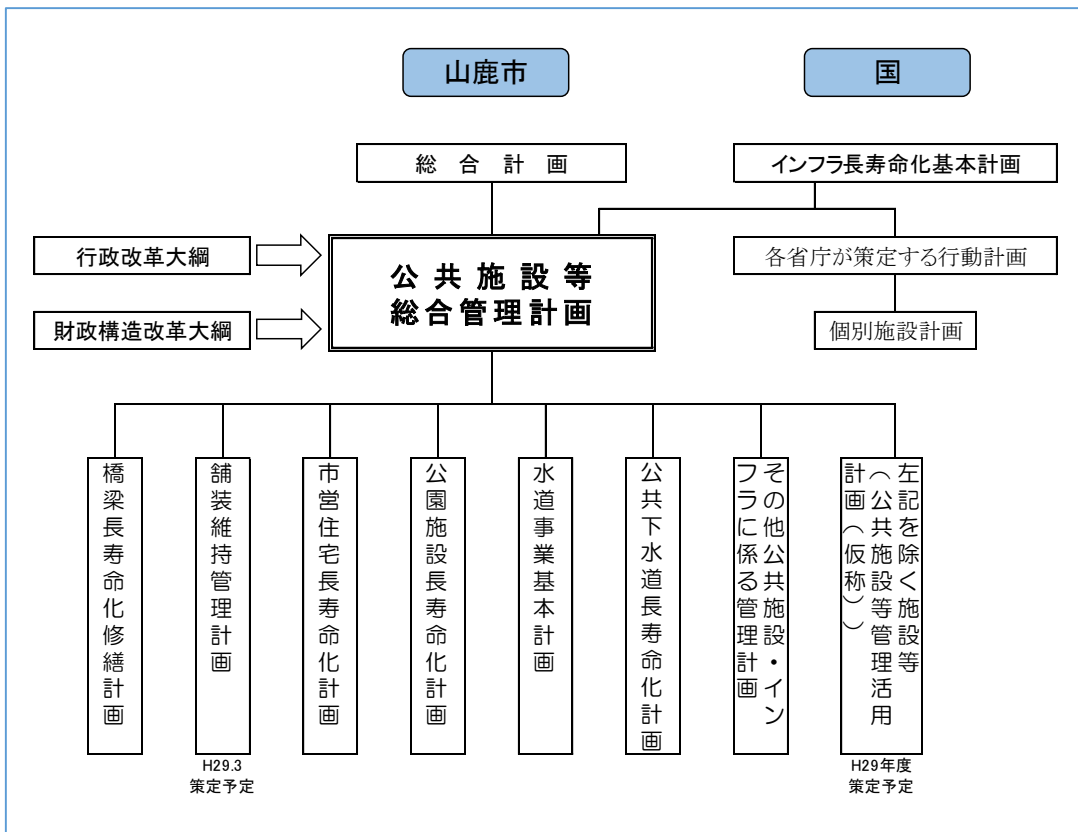
これらを踏まえ、これまで取組の指針としてきました前計画を継承、拡充する形で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「山鹿市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本市が保有する公共施設等について総合的な整備・管理に関する方針を示したものであり、「第2次山鹿市総合計画」の基幹施策「財政健全化の推進」への取組として、また、「第3次行政改革大綱」、「第3次財政構造改革大綱」の達成に向けた施策の一つとして策定するものです。なお、インフラ等における長寿命化計画など、既存の各計画を包括したものととして策定しています。

これらのことから、本計画は国が示す「インフラ長寿命化基本計画」の地方版行動計画に位置付けます。

【公共施設等に係る各種計画との関連体系】



3 対象施設

本計画の対象は、市が保有する公共、公用施設に係る建物、及びインフラ資産である道路、橋梁等、上・下水道を併せた全ての施設とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、一般的に多くの建物、インフラが建設後30年以内に大規模改修または更新が見込まれるため、30年間（2046年まで）とします。

第2章 山鹿市の状況

1 人口の動向と将来見通し

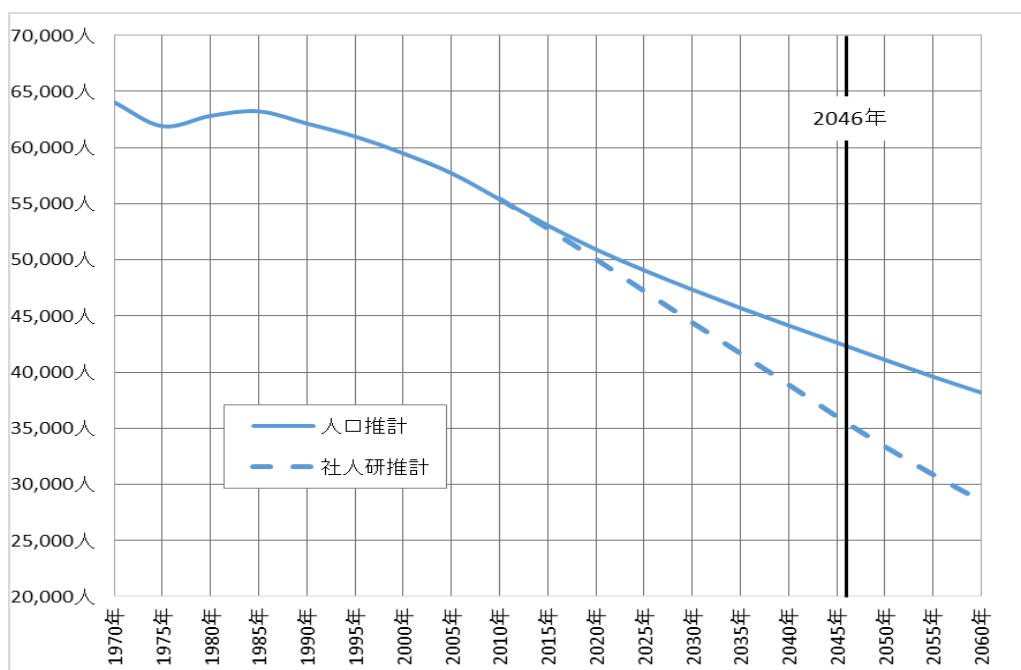
(1) 総人口

本市の人口は、戦後のベビーブームにより急増したものの、その後の高度経済成長期の大都市圏への人口流出、第2次ベビーブーム後の1990年代からは少子化により減少し続け、合併時の2005年には6万人を割り込む状況となりました。現在では、53,697人（平成28年10月1日現在住民基本台帳人口）となっています。なお、現在保有する公共施設が盛んに整備された1980年代は、63,000人前後の人口規模でした。

平成27年10月に策定した「山鹿市長期人口ビジョン」における国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計によると、今後も総人口は減少の一途を辿り、2040年には39,000人、2060年には28,000人になると予想されています。この急激な人口減少への対策をまとめた「山鹿市総合戦略」が目指す将来目標においても、2060年には38,000人という状況です。

本計画は、この総合戦略に掲げられた将来展望による人口推計を基に策定するものとし、計画期間である30年後（2046年）の総人口を43,000人と仮定します。

【山鹿市の将来人口の推計】

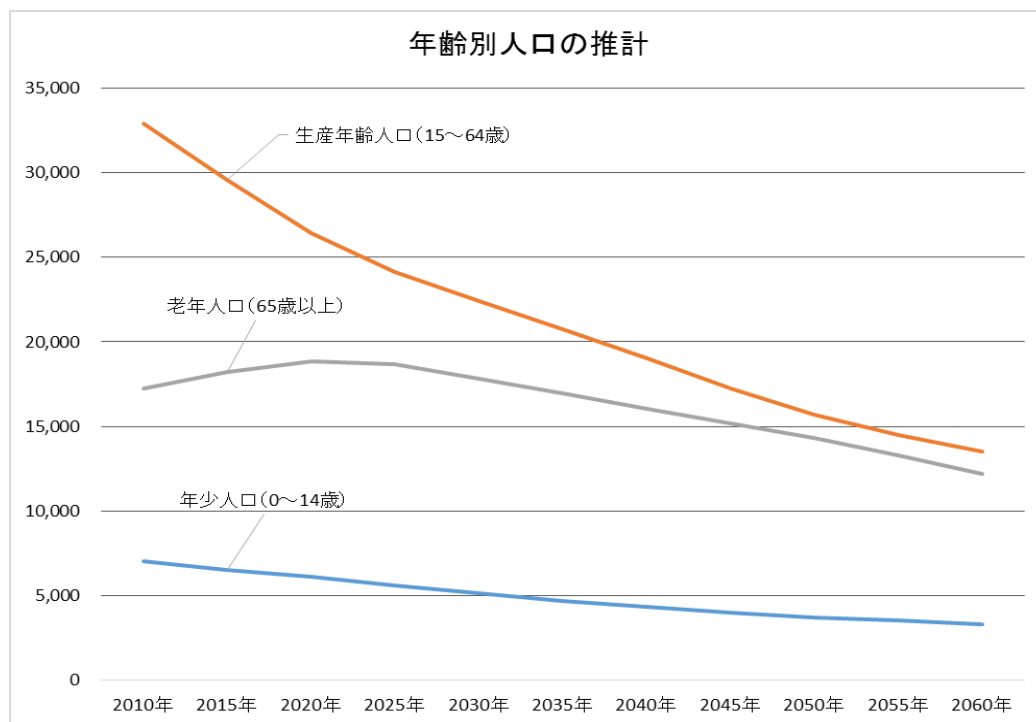


出典：山鹿市長期人口ビジョン

(2) 年齢別人口

人口の推移を年齢別にみると、15歳未満の年少人口は1985年頃から減少し続け、現在は総人口の11.9%を占める程となっています。一方、65歳以上の老年人口は総人口が減少する中でも増加を続け、現在では34.3%を超える高齢化率となっており、少子高齢化の実態が顕著に表れています。また、生産年齢人口については、流出口の増加により1985年頃から減少傾向が続き、近年では少子化の影響も相まって、加速度的に減少しています。

社人研の推計によると、これらの傾向は今後数年間続き、老年人口が減少に転じる2025年以降は、全ての世代において減少していくものと見込まれています。

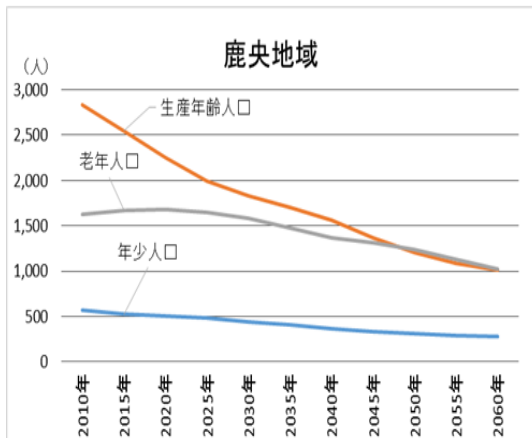
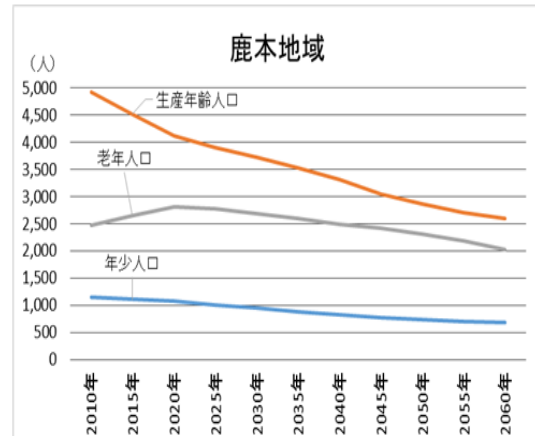
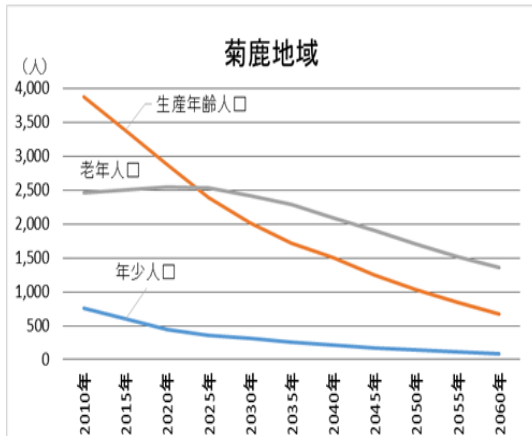
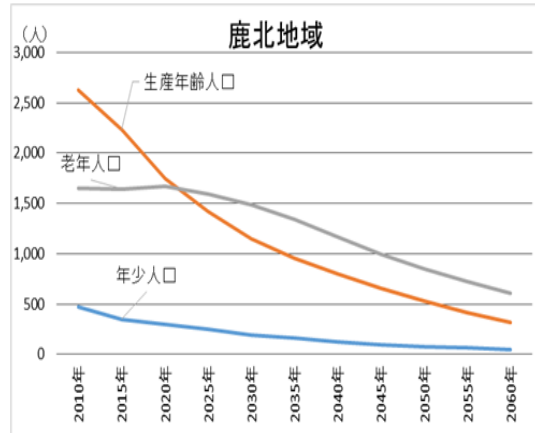
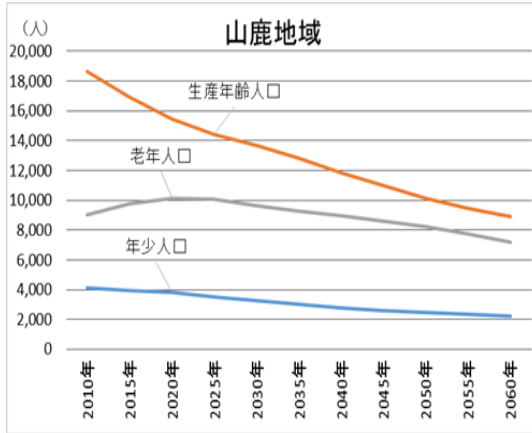


出典：社人研による人口推計

(3) 地域別人口

人口の見通しを地域別に見てみると、全ての地域において減少することが予想されます。中でも、鹿北地域は、社人研の予想では、2060年には1,000人を切り、現在の4分の1以下、高齢化率も60%を超えるものと予想されています。また、菊鹿地域も総人口で2,000人程度（現在の3分の1以下）、高齢化率64%となる見込みです。なお、山鹿・鹿本・鹿央地域においては、鹿北・菊鹿地域に比べ減少率は低いものの同様の傾向であり、このような超少子高齢化、人口減少はコミュニティの存続のみならず、自治機能自体の消滅も危惧されるどころです。

【地域別人口の推計】



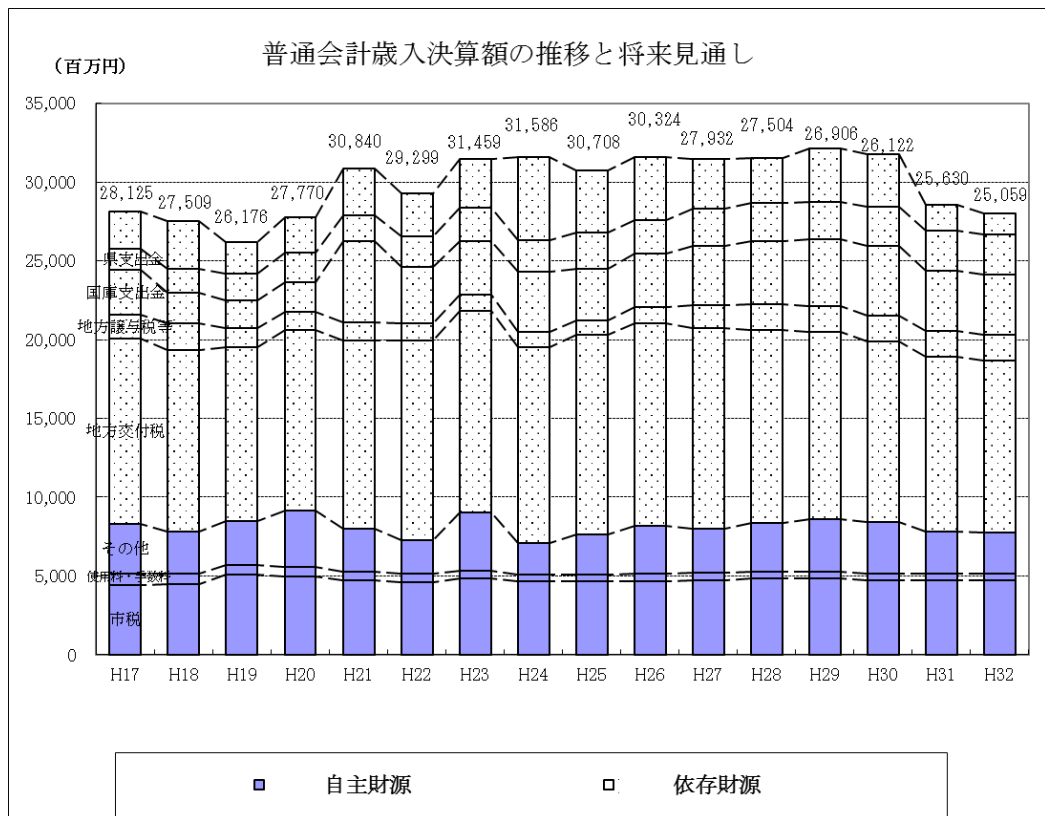
出典：社人研による人口推計

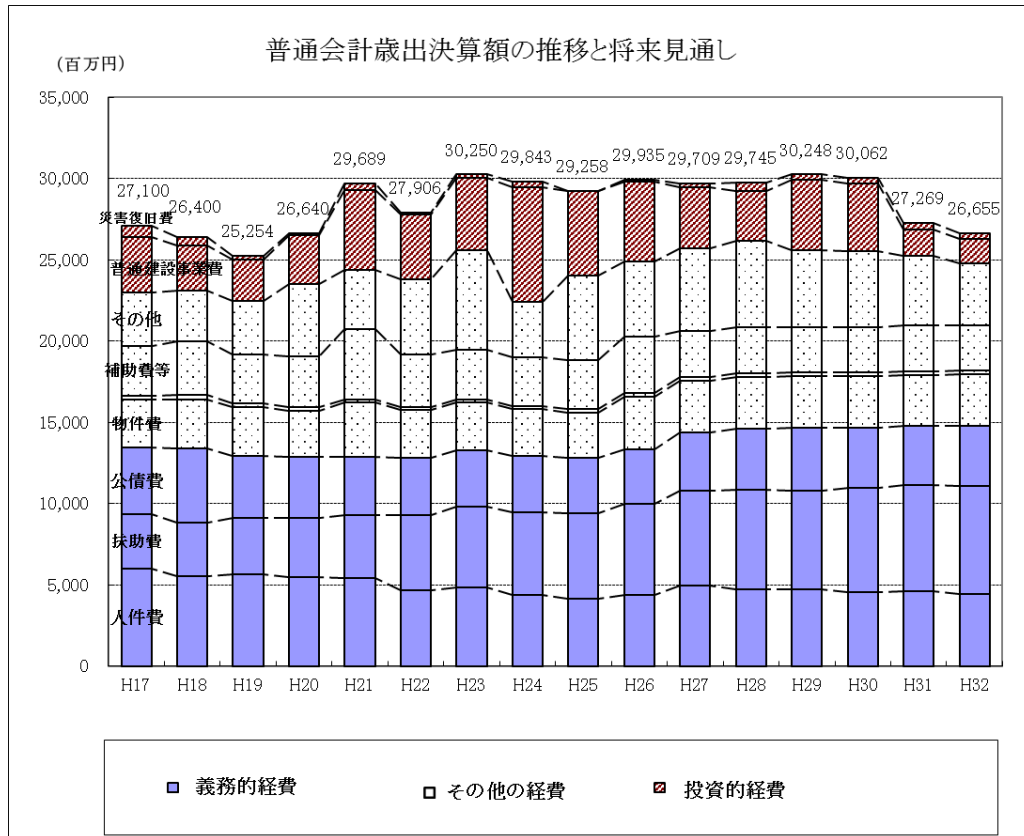
2 財政状況

(1) 決算の状況と今後の見通し

本市財政は、合併直後から取り組んできた財政構造改革大綱等の成果として、財政健全化法に定められた実質公債費比率、将来負担比率をはじめとする主な財政指標は概ね適正值の範囲内にあるものの、財政基盤の強さを示す財政力指数は、0.33程度（行政運営に必要な経費のうち3割しか賄えていない状況）で推移するなど、全国の類似団体平均、県内の市平均を大きく下回る水準にあり、自主財源の乏しさ、財政基盤の脆弱さは改善されていない状況です。

こうした中、本市の財政運営は、歳入面において、合併算定特例の終了による地方交付税の減少や人口減少に伴う市税の減少など、一般財源の大幅な減少が見込まれています。一方で、歳出面においては、高齢化の進行等による社会保障費の増加、地方債の償還に係る公債費の増加など、義務的経費の増嵩が見込まれており、人口減少が進む中、これまでと同様の規模で公共施設を維持、保全していくことは非常に困難であることが予想されます。



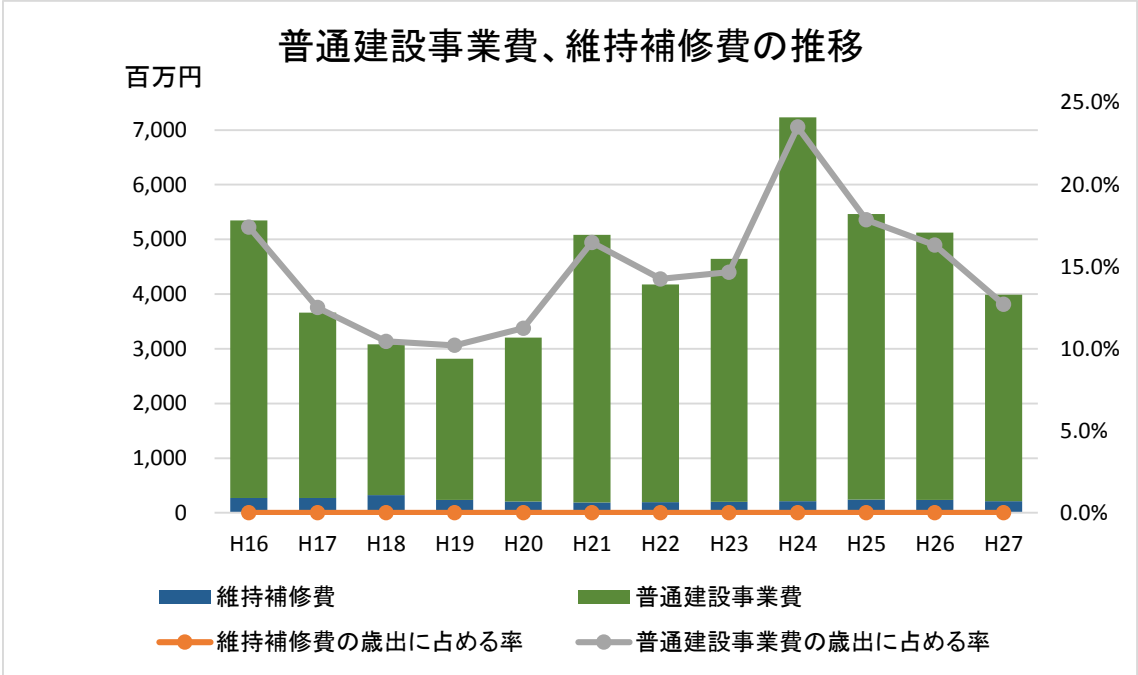


(2) 普通建設事業と維持補修費

合併後の普通建設事業費については、「新市建設計画」や「社会資本整備計画」に基づく主要プロジェクトに取り組み、11年間（平成17年度から平成27年度まで）で総額459億37百万円（年度平均41億76百万円）となっています。

今後、一般廃棄物処理施設整備事業、学校規模適正化事業、第2次カルチャースポーツセンター整備事業などの主要事業を着実に実施していきながらも、平成26年度に策定した「第2次社会資本整備計画」における事業費総額150億円以内を堅持する必要があります。

維持補修費については、同じく11年間で総額25億33百万円（年度平均2億30百万円）となっています。合併後からこれまでは、主要プロジェクト等への取組を優先した結果、予防型の維持・保全はもとより、緊急性の低い補修等の抑制を図ってきました。このため、今後は、過去に整備した施設の経年劣化、それに伴う維持・保全等が集中することが見込まれることに加え、長寿命化や予防保全に取り組む必要があり、維持補修費は増加する見込みです。



第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の状況

(1) 施設の保有状況

公共施設については、建設当時の時代背景や住民ニーズに応える形で、合併前からそれぞれの市町で整備を行ってきたことにより、合併後は類似施設が一度に増加しました。このため、前計画のもと適正配置を目指して取り組んできており、結果、現在の保有状況は次のとおりです。

地域別に見てみると、人口の約57%を占める山鹿地域に多くの公共施設が集中していますが、公営住宅や体育館などは必ずしも人口と比例しておらず、類似団体と比較しても、公営住宅、体育館、隣保館は多く保有している状況です。このため、老朽化の状況や活用状況、管理費や使用料収入など総合的に勘案し、存廃を検討していく必要があります。



【主な公共施設の状況（公共施設状況調査から）】

項 目	類似団 体平均	山鹿市						
		山鹿地域	鹿北地域	菊鹿地域	鹿本地域	鹿央地域		
H28.1.1人口 ※類似団体はH27.1.1	65,094	54,118	30,620	4,244	6,423	8,168	4,663	
都市公園	施設数 箇所	28.8	14	14				
	面積 m ²	534,469	346,933	346,933				
その他の公園	施設数 箇所	21.3	50	32	3	6	6	3
	面積 m ²	184,151	332,837	89,233	72,762	48,744	91,191	30,907
公営住宅等	戸数 戸	677	1,472	773	52	104	416	127
公立保育所	施設数 箇所	9.5	8	2	3		2	1
	延面積 m ²	8,086	6,503	1,543	1,573		1,532	1,855
本庁舎	延面積 m ²	9,037	9,434	9,434				
	職員数 人	320	338	338				
支所・出張所	施設数 箇所	5.1	4		1	1	1	1
	延面積 m ²	7,502	12,089		2,410	2,988	3,870	2,821
	職員数 人	73	52		13	12	15	12
児童館	施設数 箇所	3.1	4	3			1	
	延面積 m ²	1,136	1,062	870			192	
隣保館	施設数 箇所	2.0	3	1			1	1
	延面積 m ²	871	1,609	664			528	417
公会堂・市民会館	施設数 箇所	2.9	2	2				
	延面積 m ²	8,514	3,514	3,514				
公民館	施設数 箇所	15.7	12	8	1	1	1	1
	延面積 m ²	10,733	5,389	2,467	560	708	1,346	308
図書館	施設数 箇所	2.6	2	1			1	
	延面積 m ²	3,009	1,100	530			570	
博物館	施設数 箇所	2.1	1	1				
	延面積 m ²	4,070	699	699				
体育館	施設数 箇所	7.5	11	2	1	6	1	1
	延面積 m ²	13,711	23,237	8,900	1,281	6,729	3,549	2,778
陸上競技場	施設数 箇所	1.6	1	1				
	延面積 m ²	38,800	23,605	23,605				
野球場	施設数 箇所	4.3	1	1				
	延面積 m ²	66,710	20,765	20,765				
プール	施設数 箇所	3.7	1	1				
	水面面積 m ²	2,100	1,290	1,290				
病院	施設数 箇所	1.4	1	1				
	病床数 床	345	201	201				
保健センター	施設数 箇所	3.1	1	1				
	延面積 m ²	3,207	2,332	2,332				

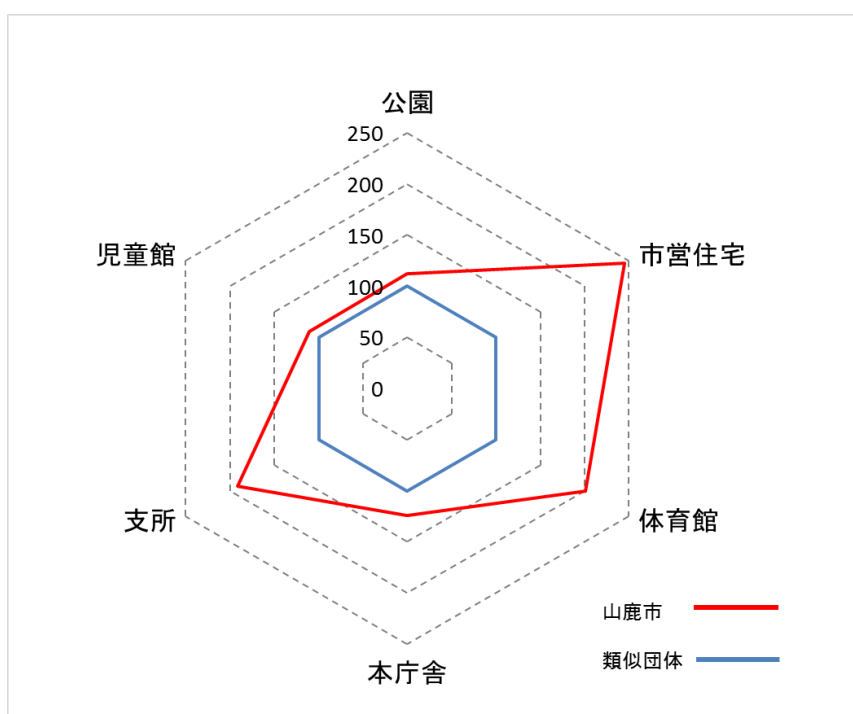
※山鹿市の数値は平成27年度調査、類似団体の数値は26年度調査から

(2) 人口1人当たりの延床面積

各自治体の公共施設は、人口規模や財政状況、あるいは地理的特性や歴史的背景によって保有数、規模にかなりの差があり、単純に比較することができませんが、ひとつの目安として、人口1人当たりの延床面積を類似団体と比較しました。

下のグラフは、類似団体の平均を100（青の六角形）とした場合、山鹿市の状況が何パーセントに当たるかを示したもので、施設数あるいは延床面積が類似団体平均を超える6種の施設について比較しています。比較した結果、青の六角形を大きく上回る施設があり、面積が大きいいびつな六角形となっています。

【人口1人当たりの延床面積（類似団体比較）】



※山鹿市の数値は、平成27年度公共施設状況調査から
類似団体の数値は、平成26年度公共施設状況調査から

(3) 利用状況と使用料

社会経済活動や市民生活意識の変化に伴い、公共施設が果たす役割、求められる需要は大きく変化してきています。建設当時の時代背景などから不可欠であった施設の中には、利用者の減少や民間施設の台頭により現在ではその存続意義が薄れてきているものも存在しています。

急激な少子高齢化、人口減少時代にあつて、前述のような利用実態や管理運営形態を鑑みると、現有する施設の全てを維持・更新していくことは到底不可能であり、これからの市民サービスのあり方を検証・見極めながら、施設の方向性を検討し、必要性が見込まれないものは英断を持って、譲渡、廃止等を行っていかねばなりません。

また、利用者減少の影響は使用料収入にも如実に現れ、施設を存続させていくための修繕費や光熱水費などの管理費を賄うことが難しくなっています。施設の目的や種別によって、サービスを受ける受益者に求める負担は異なってくるものですが、維持管理費の一定割合を受益者負担で賄える公平かつ適正な料金設定により運営していく必要があります。



【主な公共施設の利用状況と使用料】

種別	施設名	平成22年度				平成27年度			
		管理費A (千円)	使用料等B (千円)	(B/A) ×100%	利用者数等	管理費A (千円)	使用料等B (千円)	(B/A) ×100%	利用者数等
社会福祉施設	隣保館	14,104	247	1.8	11,697	14,368	175	1.2	13,372
高齢者福祉施設	老人福祉センター	50,897	4,740	9.3	29,628	53,356	4,893	9.2	29,117
衛生・清掃施設	薄尾斎場	39,374	15,096	38.3	757	31,554	15,096	47.8	736
農業用施設	鹿北・菊鹿有機液肥施設	37,119	1,845	5.0	3,565トン	31,325	2,106	6.7	5,698トン
	バイオマスセンター	37,106	23,132	62.3	13,324トン	56,779	14,460	25.5	11,768トン
	鹿央農産物加工施設	2,439	512	21.0	2,045人	1,267	325	25.7	520件
物産館	小栗郷	22,377	12,468	55.7	468,036	20,396	13,211	64.8	400,363
	特産工芸村・鞠智城跡物産館	21,618	4,102	19.0	178,408	25,482	4,692	18.4	139,326
	水辺プラザかもと	130,295	115,774	88.9	740,375	99,595	87,932	88.3	762,037
	鹿央生産物直売所	15,699	0	0.0	50,861	14,479	0	0.0	42,992
商工観光施設	灯籠民芸館	11,210	4,549	40.6	27,140	11,276	1,032	9.2	30,035
	さくら湯					54,901	47,590	86.7	168,849
	岳間溪谷キャンプ場	7,456	4,788	64.2	2,433	8,897	5,921	66.6	2,921
	矢谷溪谷キャンプ場	28,098	24,929	88.7	25,566	23,085	18,614	80.6	14,355
	旧来民郵便局	1,685	34	2.0	1,936	1,148	73	6.4	1,400
市営住宅	公営住宅	52,591	205,578	390.9	1,478戸	79,535	208,676	262.4	1,472戸
公民館、集会所	公民館、教育集会所	37,470	3,016	8.0	102,424	40,668	400	1.0	81,531
	広見・岳間・権持研修センター、中の川活性化センター	3,569	247	6.9	9,689	4,396	332	7.6	8,434
	下分田センター	123	0	0.0	1,937	123	0	0.0	2,579
	鹿本ふれあいセンター	4,977	699	14.0	10,122	6,404	376	5.9	7,879
文化施設	市民交流センター					26,487	6,700	25.3	21,304
	博物館	7,719	792	10.3	4,844	7,405	644	8.7	4,962
	清浦記念館	2,543	111	4.4	768	3,350	144	4.3	939
	八千代座	45,787	27,266	59.5	84,740	43,442	26,078	60.0	85,534
社会体育施設	カルチャースポーツセンター	64,100	10,588	16.5	183,573	59,289	10,809	18.2	167,096
	山鹿市民武道館、鹿北・鹿本柔剣道場	1,004	126	12.5	8,635	1,058	62	5.9	5,832
	サイクリングターミナル	17,153	5,530	32.2	10,188	18,543	5,630	30.4	8,973
	社会体育関係施設	48,580	7,626	15.7	252,259	64,852	7,607	11.7	257,424

注) ・指定管理制度で運営している施設については、指定管理料と決算時における利用料金の合計を管理費Aとする

・「管理費A」は、施設運営に係る光熱水費、補修費、委託費等で、建設費や公債費は含まない

・「-」は、数値が不明

・平成27年度の「灯籠民芸館」は、改修のため6月から温泉プラザ内で無料展示

・平成22年度の「さくら湯」は、建替え工事により休業中

・平成22年度の「公民館、教育集会所」には、旧中央公民館を含む

・「市民交流センター」は、平成26年11月にオープン

・「社会体育関係施設」は、平成22年度が34施設、平成27年度が32施設

(4) インフラの整備状況

国民生活や社会経済活動を支える道路、鉄道、港湾、治山治水、上下水道といったインフラは、高度成長期を境に全国で盛んに整備され、現在では耐用年数を超えるものも存在してきています。本市においても、交通形態の変化への対応や生活環境の改善を目的に、市民の安全・安心な暮らしと保全を求め、道路・橋梁をはじめ河川、上水道、下水道の整備を積極的に行ってきました。その結果、ほとんどのインフラが計画された整備を終え、生活環境水準の向上に寄与してきましたが、次第に老朽化も進み、更新の必要性が高まってきました。今後は、新たな整備・拡張の時代から、それらの維持・更新、長寿命化対策にシフトしていかなければならない時期に来ています。

インフラは、その不具合が市民生活の混乱に直結するものであり、常に機能が十分に果たせる良好な状態を保っていなければならないものです。これからのまちづくり、人口の推移、技術革新、そして財政状況等を総合的に勘案し、計画的な維持管理に努めていかなければなりません。



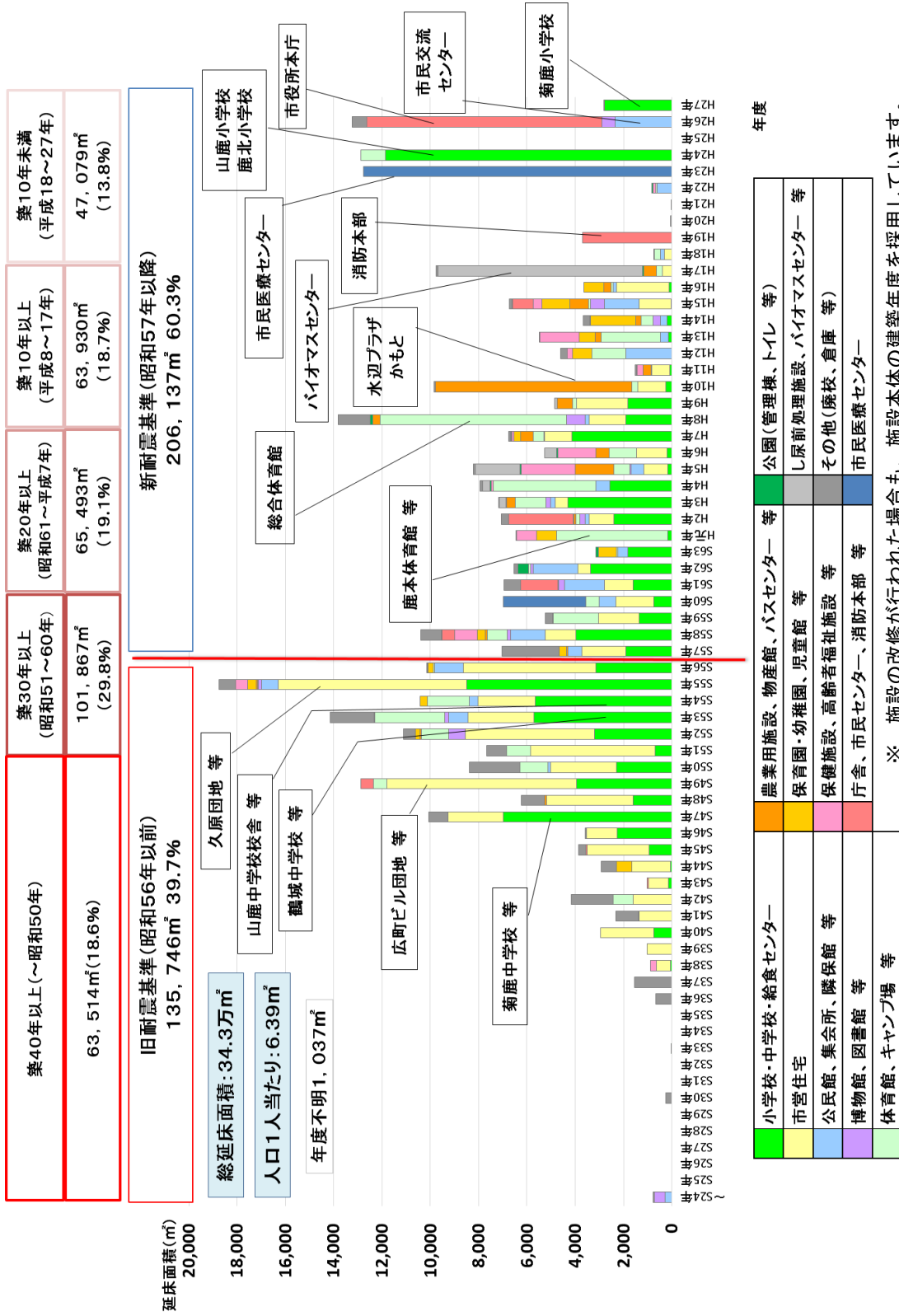
【インフラの整備状況】

分類	区分	施設数等		
道路	市道	路線数	1,758路線	
		実延長	1,003km (内、未舗装 40km)	
		橋梁数	613橋	
		トンネル数	2本(延長134m)	
		道路附属物	側道橋3橋	
農道	農道	路線数	138路線	
		実延長	66,442m (一定要件農道のみ)	
		橋梁数	7橋	
		トンネル数	2本(延長1,558m)	
林道	林道	路線数	11路線	
		実延長	85,784m (一定要件林道のみ)	
		橋梁数	13橋(4m以上)	
		トンネル数	1本(延長230m)	
河川	準用河川	本数	179本	
		延長	192,492m	
上水道	管路	管路延長	約212,020m	
	施設	浄水施設	9箇所	
簡易水道	施設	配水施設	5箇所(6池)	
		管路	管路延長	約91,980m
		浄水施設	7箇所	
公共下水道	施設	配水池	11箇所	
		処理区	処理区数	2箇所
		管渠	管渠延長	約194,727m
		処理場	1箇所	
農業集落排水施設	施設	汚水中継ポンプ場	1箇所(マンホールポンプ62箇所)	
		雨水ポンプ場	3施設	
		処理区	処理区数	21処理区(小規模集合排水2処理区含む)
農業集落排水施設	管渠	管渠延長	269,048m	
		処理場	20箇所(小規模集合排水処理施設2箇所含む)	
病院	市民医療センター	総病床数	201床	
		建物延面積	16,197.60㎡	
		病棟	免震構造 5階	
		外来棟	耐震構造 平屋	
		管理棟	耐震構造 3階	

2 維持・更新費用の推計

(1) 建築・設備からの経過年数

〔公共施設〕

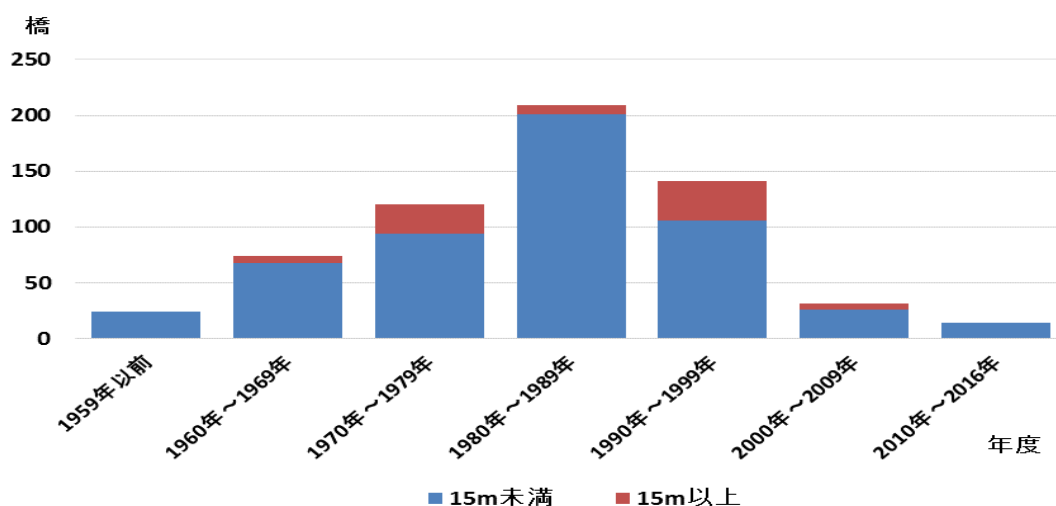


平成27年度末現在で本市が保有する建築物を建築年度ごとに見てみると、総延床面積342,920㎡（建築年度が不明な1,037㎡を含み、上・下水道施設の建築物を含まない。）のうち、48.4%が建築後30年以上を経過しています。また、昭和57年には現在の耐震基準に見直されており、約6割が新基準による建物となっています（グラフに赤線で示す。）。昭和47年頃から、学校施設や公営住宅の整備が盛んに行われ、現在保有する施設の延床面積では昭和55年に整備したものが一番多くなっています。新耐震基準となった昭和57年頃からは、多様な施設が整備されるようになり、平成8年度には総合体育館、平成17年度にはバイオマスセンター、更に合併後においては、庁舎、市民センター、病院等の行政機関や学校規模適正化事業による学校施設の整備が多くを占めています。

〔インフラ〕

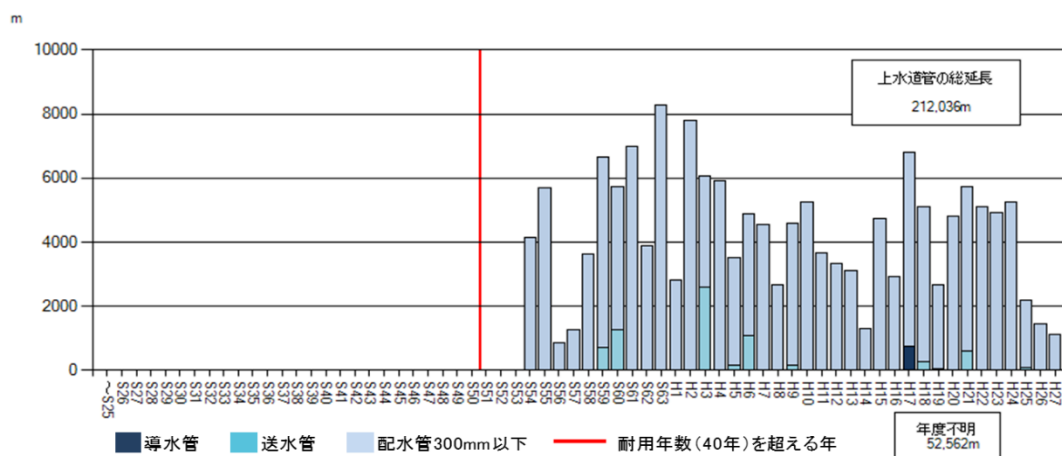
山鹿市が管理する道路のうち、市道（1,758路線）の総面積は約1662万㎡です。長きにわたり整備・維持してきた道路については、保有面積に応じ毎年一定程度の更新が必要です。このため、（2）維持・更新費用の推計では保有する整備面積を更新年数で除した面積を、定量的な1年間の更新量とみなして試算することとしています。

橋梁数



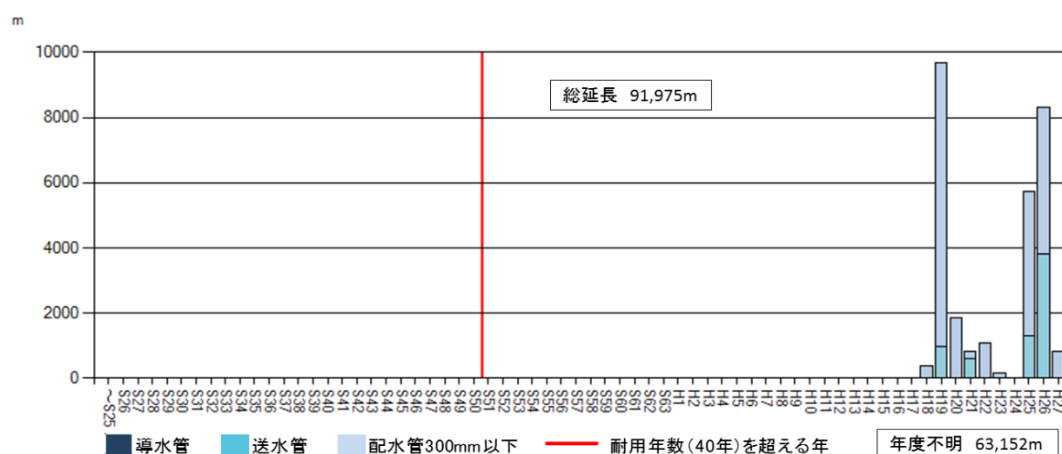
市道に係る橋梁（613橋）については、1980年代に整備されたものが多く、おおそ30～40年が経過しています。また、近年では一定の道路整備が終了しているため、新たな橋梁整備も減少してきています。橋梁の一般的に架け替えが必要な更新期間を60年とした場合、既に21橋がその期間を超えており、計画的な整備・改修による安全確保、長寿命化が必須となっています。

上水道 管径別年度別整備延長



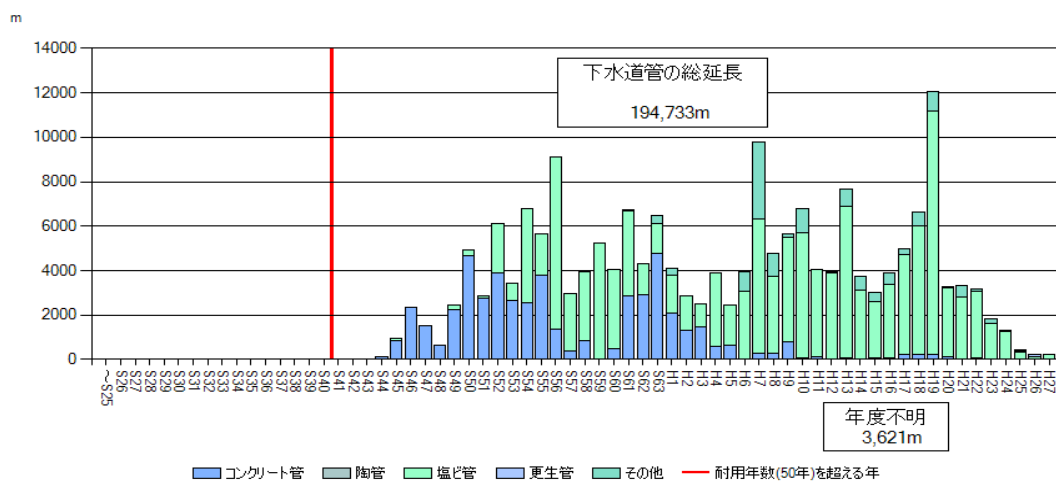
上水道については、昭和29年に供用開始がなされ、これまで新規整備のほか、施設、管路の更新も行ってきました。近年は、計画区域の整備が概ね終了したため、耐震管への敷設替えが主となってきています。なお、昭和53年以前の管路については建設年度が不明なものもあり、そのほとんどは耐用年数(40年)を超えているものと予想されます。

簡易水道 管径別年度別整備延長



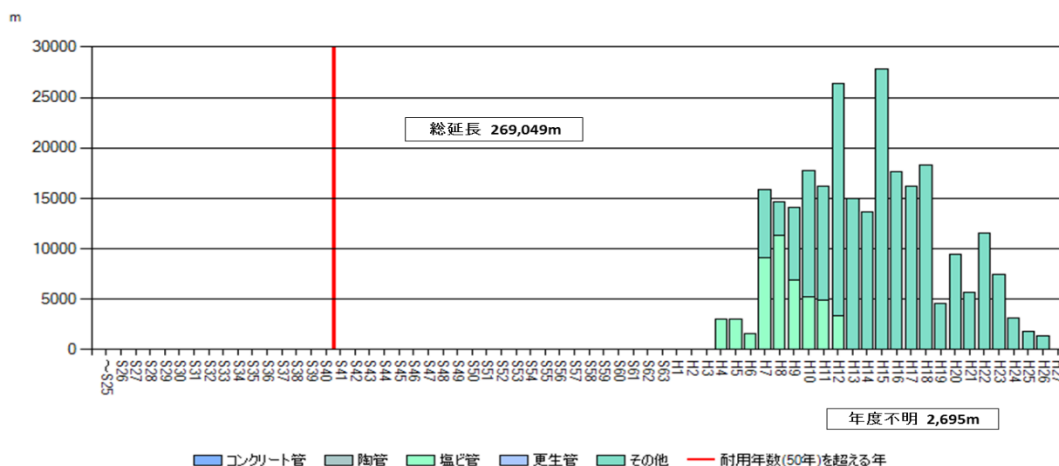
簡易水道は、岩野、岳間、東部の地区に分かれており、東部を除く2地区は共に昭和30年代の供用開始です。また、地区住民による水道組合から引き継いだ施設もあり、整備年度が不明な施設も多く存在します。

公共下水道 管種別年度別整備延長



公共下水道については、昭和50年に供用開始（山鹿地区）がなされ、鹿本地区（特定環境保全公共下水道で平成9年度に供用開始）の整備に合わせ中継施設を整備し、処理施設としては浄水センター1ヶ所で行っています。管路については、以前はコンクリート管が主流でしたが、近年は振動などの外的要因に影響を受けにくい塩ビ管により整備を行っています。近い将来、耐用年数50年を迎える管路も次第に発生・増加していく見込みです。

農業集落排水 管種別年度別整備延長



農業集落排水については、平成6年供用開始の梶屋処理区を皮切りに旧市町において盛んに整備され、現在では21の処理区（小規模集合排水2施設を含む。）において管路のほか、20の処理施設を保有しています。平成26年度に供用開始した米田東部処理区を最後に整備は終了したものの、管路及び処理施設の維持管理に多額の費用が必要な状況です。

(2) 維持・更新費用の推計

【公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）について】

公共施設等更新費用試算ソフト（以下「総務省試算ソフト」という。）とは、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」がとりまとめた簡便な試算方法による更新費用の推計方法を基に開発された試算用ソフトです。地方公共団体が所有する公共施設並びに道路、橋梁、上水道及び下水道のインフラ資産について、これまでの工事の実績等から設定した更新単価と地方公共団体の公有財産台帳、道路現況調査等により把握した公共施設の延床面積や道路の面積を用いて推計されています。

○基本的な考え方

耐用年数経過後に現在と同じ面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより試算する。

○更新単価の考え方

既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に単価を設定する。

○建替え

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○大規模改修

建築後30年で行うものとする。

○経過年数31年以上50年未満のもの

今後10年間で均等に大規模改修するものとする。

○経過年数50年以上のもの

大規模改修を行わず60年経過した年度に建替えるものとして計算する。

○耐用年数が超過しているもの

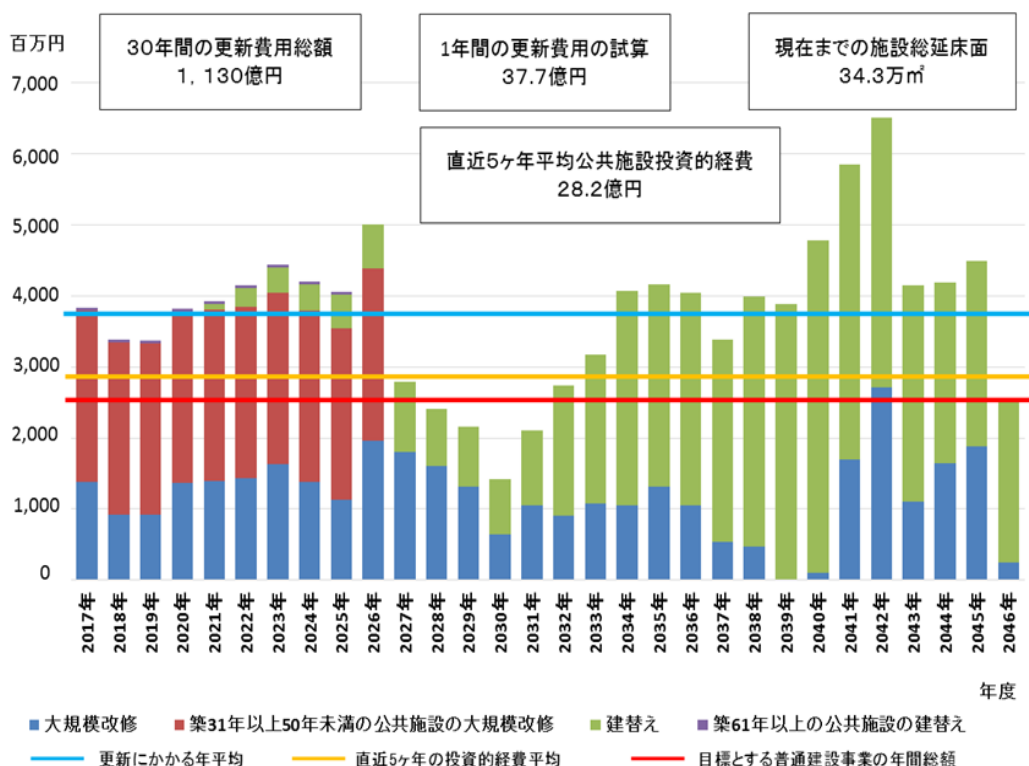
今後10年間で均等に改修するものとして計算する。

○更新単価

施設用途	大規模改修	更新（建替え）
市民文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
社会教育系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/m ²	36万円/m ²
産業系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
医療施設	25万円/m ²	40万円/m ²
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
公園	17万円/m ²	33万円/m ²
供給処理施設	20万円/m ²	36万円/m ²
その他	20万円/m ²	36万円/m ²

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15年（舗装の打ち換え）	4,700円/m ²
橋梁	60年（架け替え）	425～500千円/m ²
上水道	40年	97～106千円/m
下水道	50年	61～2,347千円/m（管径別）

〔公共施設〕

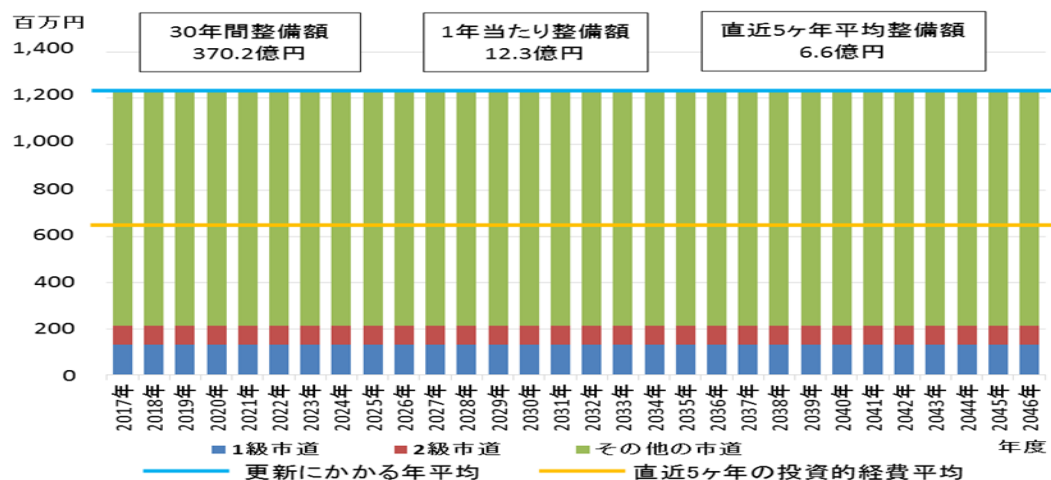


総務省試算ソフトを用いて、現在保有する公共施設全てを更新していくと仮定して、その費用を試算しました。計画期間である2046年度までの30年間に於いて、大規模改修と建替えの更新費用総額は1,130億円にもものぼり、年平均37.7億円になります。これは、公共施設に係る投資的経費の直近5カ年平均額（28.2億円）の1.34倍であり、当面の目標とする普通建設事業の年間総額25億円の1.51倍にもなります。

このため、絶対量の早急な減少を図る必要があり、特にグラフに赤で示す「築31年以上50年未満」の老朽化した公共施設の方向転換（廃止、譲渡等）が急務です。

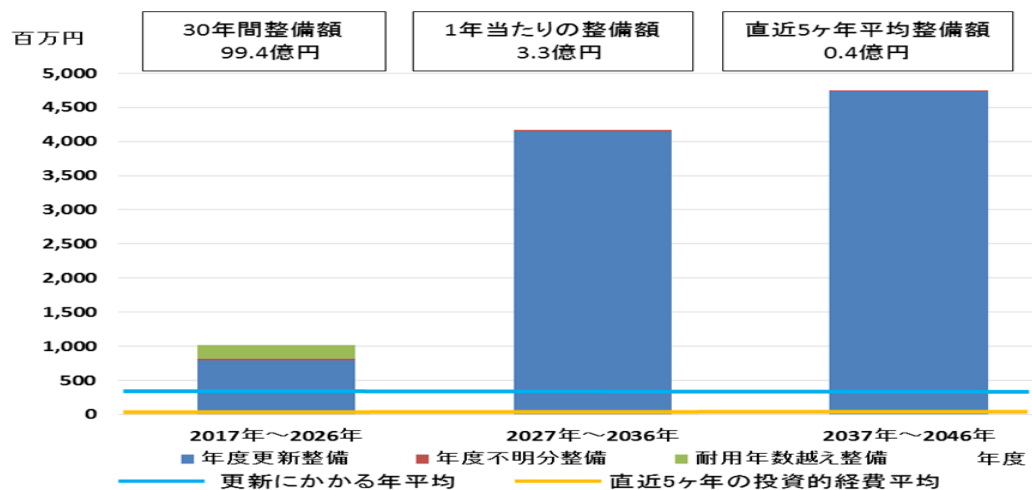
〔インフラ〕

市道



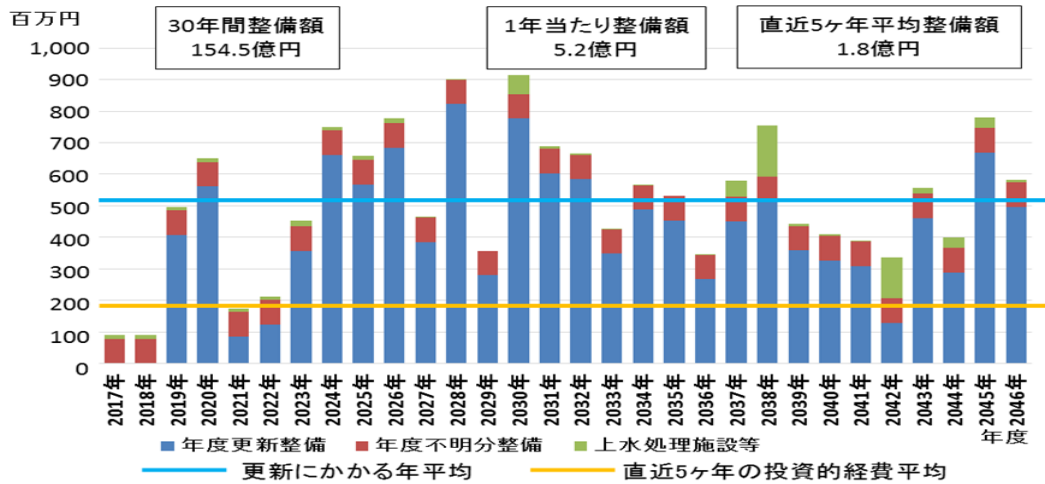
道路については、舗装の耐用年数と一般的な供用寿命を踏まえた20年で、全ての道路舗装を更新していくという考え方の試算によると、今後30年間で総額370.2億円が必要となり、年平均12.3億円になります。これは、道路整備に係る直近5カ年の平均額（6.6億円）の1.86倍に相当します。

橋梁



橋梁については、今後30年間で総額99.4億円が必要となり、年平均3.3億円になります。これは、橋梁整備に係る直近5カ年の平均額（44百万円）の7.5倍に相当します。整備橋梁数、面積がともに多い1980年代の整備分が更新時期を迎える2040年代に、更新のピークを迎えると予想されます。

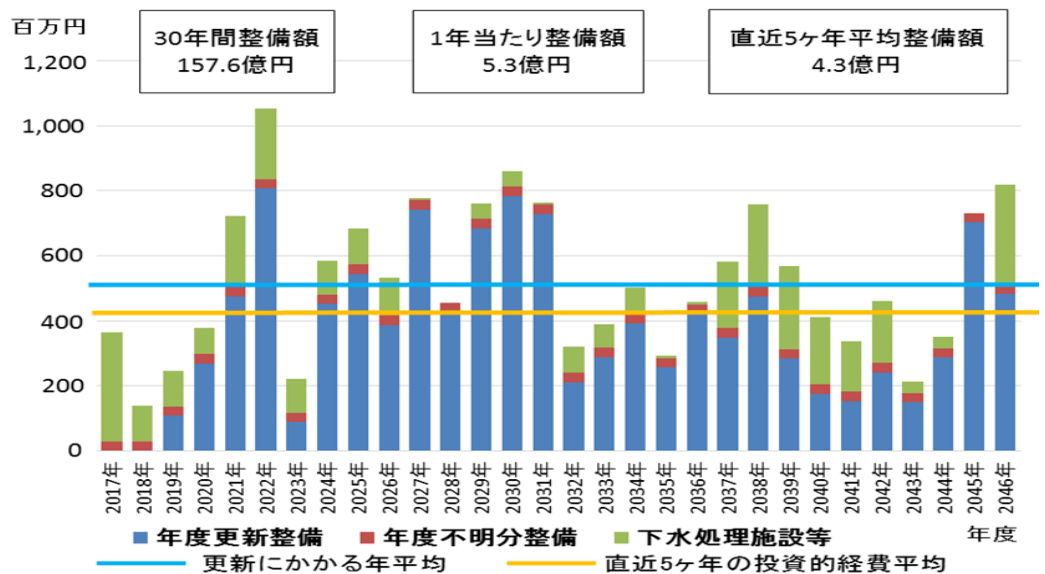
上水道



上水道については、今後30年間で総額154.5億円が必要となり、年平均5.2億円になります。これは、水道整備に係る直近5カ年の平均額（1.8億円）の2.89倍に相当します。30年間に更新年度の大きな偏りはないため、更新費用の平準化は可能であると見込まれます。

簡易水道については、今後30年間で総額49.9億円が必要となり、年平均1.7億円になります。これは、簡易水道整備に係る直近5カ年の平均額（1.1億円）の1.55倍に相当します。整備年度が不明な管路が多いため、計画的な更新が必要です。

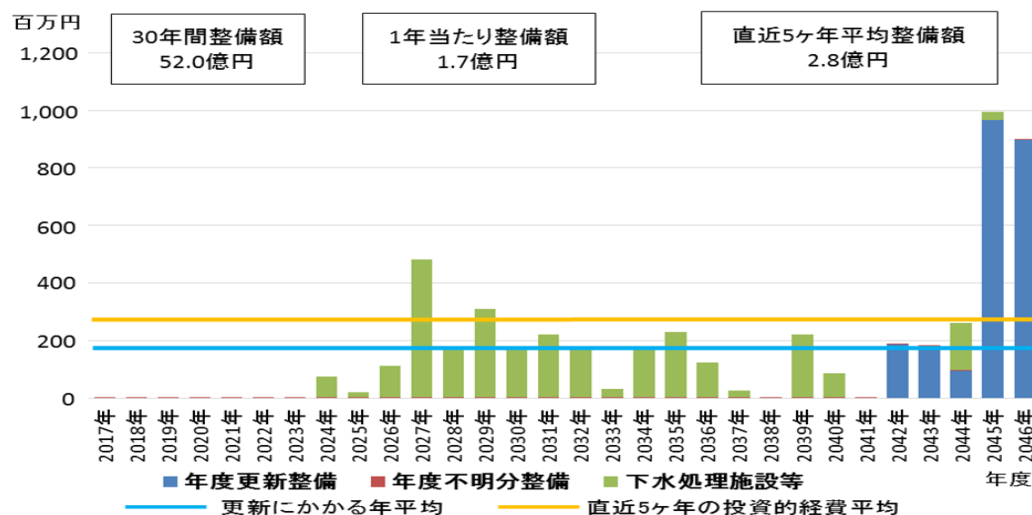
公共下水道



公共下水道については、今後30年間で総額157.6億円が必要となり、年平均

5.3億円になります。これは、下水道整備に係る直近5カ年の平均額（4.3億円）の1.23倍に相当します。30年間に管路の更新年度の大きな偏りはないため、更新費用の平準化は可能であると見込まれますが、処理施設やポンプ場の更新は費用が高額であるため、計画的な整備が必要です。

農業集落排水



農業集落排水については、今後30年間で総額52億円が必要となり、年平均1.7億円になります。これは、施設・管路整備に係る直近5カ年の平均額（2.8億円）の0.61倍に相当しますが、農業集落排水の整備が比較的新しいことに加え、^{かんきょ}管渠の更新年数を50年で設定しているためであり、計画期間を過ぎる2040年代後半からは多額の更新費用が発生する見込みです。また、処理施設の大規模改修は計画期間内に見込まれるため、最適整備構想を踏まえた施設の再編等を検討していかなければなりません。

インフラについては、現在保有する施設を減少させることは容易ではありませんし、一定程度の費用を要するのは必然的です。したがって、その経費を賄うための適正かつ公平な使用料金の設定が求められます。



第4章 基本的な方針

1 基本理念

第1章から第3章までを踏まえ、本市における今後の公共施設等に関する基本理念を次のとおりとします。

- 公共施設等の質と量の最適化
- 効率・経済的な管理・更新方法の確立
- インフラの機能発揮と施設の有効活用

なお、施設（経費）縮減にあつては、譲渡、売却、廃止、複合化・共有化、機能転換の手法を基本として推進します。

2 基本的な考え方

(1) 社会環境と利用ニーズに適応した適正配置

これまで述べたように、市民生活の向上や社会経済活動の動向によって今後施設を利用する人口、市民が求める施設のあり方など、社会的ニーズが変化する中、これまで公共施設が担ってきた役割を見直す時期に来ています。施設の利用需要が低い場合、近隣に類似施設が多い場合、あるいは、これからの社会情勢、生活環境から見て必要性が希薄な場合など、施設の存続から検証すべきです。まずは、合併前から引き継いだ過剰とも言える施設の将来的な必要性をしっかりと見極めた上で、必要とされる施設のみ、更新や長寿命化に係る改修を行いながら、施設の縮減による総保有量の圧縮を図らなければなりません。

その方策としては、単に不要な施設を廃止するだけでなく、設置目的の見直し（機能転換）による既存施設の有効活用や、現有施設の複合化・共有化による新規整備の抑制を推進し、効率・効果的な適正配置を目指します。

(2) 適正配置に基づく維持・更新

第3章2で示したとおり、現在保有する施設を何の方策も講じないまま維持・更新を継続するならば、その費用は莫大なものとなり、市財政の根幹を揺るがしかねません。今後の財政見通しを見る限り、人口減少や合併に係る地方交付税の特例措置の終了に伴い、予算規模の縮小を余儀なくされ、加えて、増え続ける社会保障費が他の経費を圧迫し、普通建設事業や維持補修費に係る経費も相当程度の縮減を迫られることは明らかです。

このため、施設の更新・改良費への財源面からの対策として、受益に応じた適正な使用料の設定、計画的な積立てによる基金の確保、財源を市債に求めるときは、交付税算入率の高い有利な地方債の活用等、あらゆる財源確保策を駆使し、将来世代の負担軽減に努めていきます。

(3) 国及び地方公共団体、民間施設を含めた効率的活用

国、地方ともに厳しい財政事情の下、公的施設の老朽化対策や耐震化等は共通の課題であることから、平成26年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」を踏まえ、国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を推進しています。一方で、熊本県と山鹿市は、住民の利便性の向上や地域課題の解決に向けた対応の強化等を目的に、「行政運営の一体的取組に係る基本協定」を締結し、窓口の一元化や事務事業の一体的な推進の中で、各庁舎の共同利用など新しい取組を進めています。更に、今後は、民間での充足度も勘案しながら、適正配置を進めていくことが重要です。

これら、相互の既存施設を“賢く使う”ことにより、施設保有に係るトータルコストの縮減に取り組みます。

また、生活圏の拡大や「定住自立圏共生ビジョン」などの策定を踏まえ、近隣自治体の保有状況も勘案しながら、整備を競い合うのではなく共有的活用を図るという考え方が、これからの施設整備には必要になってくるものと考えます。

(4) 長期的な存続、有効的な活用を目指した適正管理

今後も長期的に保有・活用すべき施設については、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的資産管理）の考え方にに基づき、施設の物理的、機能的老化等を将来に渡り把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うとともに、公共サービスの観点から現有施設の有効活用に努めます。特に、インフラについては、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、その建設年度、構造形式、劣化や老朽化の進展状況などを的確に把握した上で、必要に応じそのインフラに特化した「長寿命化計画」を策定し、安全・安心の確保はもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図ります。更に、管理運営の手法にあっては、民間の持つ資産に加え、技術、ノウハウを積極的に活用し、指定管理制度の拡大や PPP、PFI の活用など効率的かつ適正な管理に努めます。

(5) 安全・安心の追求とみんなにやさしい施設づくり

平成28年4月に発生した熊本地震では、県下の自治体はライフラインをはじめ幹線及び生活道路、災害時の中枢拠点となる庁舎、避難所となるべき公共施設などが甚大な被害を受けて機能不全に陥り、改めて防災の大切さを痛感させられました。公共施設等がその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震等の災害外力にも耐える必要があります。日頃からの点検・確認、専門家による診断等を定期的に行うことが重要です。その上で、修繕等の機会を捉え、防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策が不可欠です。定期的な安全確保の確認と、こまめな補修・清掃等による延命化は当然のことですが、こ

れまで行ってきた事後による修繕や改修から、事故等を未然に防ぎ比較的経費も安価となる予防保全への転換を進めていきます。

加えて、障害の有無、年齢、性別、文化、言語、国籍の違い等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するユニバーサルデザインの考え方のもと、多くの住民や観光客が広く利用する公共施設、災害時に避難所等として使用する施設等については、誰でも利用しやすい施設となるよう計画的な改修・整備に努めていきます。

(6) 財政負担の軽減と平準化

懸念される膨大な施設維持費用を削減するためには、(1)に掲げる方策等により施設の絶対量を減少させることが重要です。不要と判断した施設については、速やかに廃止することとし、用地を含め原則譲渡、あるいは貸付することとします。なお、必要に応じて施設の解体を実施し、その後の管理費を縮減するとともに、譲渡益による財源確保を目指します。

また、既存施設の活用が困難で新たな施設整備を計画する場合は、建設時にかかる整備費のみならず、地方債の償還、ランニングコストなどトータルのコスト分析に加え、利用する人の受益の対価として徴収する使用料の適正化を進め、将来負担の軽減に努めるものとします。更には、既存施設の管理費を低減させる取組として、新電力の活用や省エネ機器・システムの導入による光熱水費の抑制、包括的民間委託の導入、施設の状態を見極めた先行的かつ計画的な改修などを実施し、将来を見据えた財政負担の軽減と平準化に努めます。

(7) 廃止施設の適正処分

適正配置に伴い廃止された施設の取扱いについて、使用可能なものについては、その有効活用を図るため、地元自治会等をはじめ、民間への積極的な譲渡を図ります。また、老朽化や危険度が高いなどの理由により更新しない施設については、原則解体の上、山鹿市以外による土地の有効活用を促すものとします。

ただし、解体が必要な施設が大量に発生する可能性もあることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定をはじめ、処分に伴う諸条件の整理、解体費用に係る財源の確保、その他関係機関との調整が担保された物件から優先的、計画的に除却するものとします。

なお、これらの確認は、山鹿市公有財産管理・運用検討委員会（以下「検討委員会」という。）によって行い、平成22年に定めた「公有財産の譲渡に係る取扱方針」により事務執行するものとします。

3 基本目標

公共施設等の設置数、延床面積等の量的目標としては、類似団体平均を基本目標とします。また、それらの維持・更新に係る経費となる普通建設事業は、当面、年間2.5億円程度、維持補修費については2.5億円程度（いずれも普通会計）を目標とします。

なお、個別計画の策定後においては、公共施設等の現状及び将来の見通しとして、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを示すものとします。長期的には、本計画の計画期間（30年）について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、それぞれに係る維持管理・修繕、改修及び更新等に係る経費を積算し、単純更新【※】した場合との比較（長寿命化計画等の効果額）が可能となるものとします。また、中期的には、同様の積算を計画初年度から10年間で行い、財源の見込みを含めたより具体的な数値を明示するものとし、これらの積算は個別計画に示す実施計画表の積み上げにより行います。

【※】単純更新とは、既存施設を耐用年数経過時に同規模同程度の物に建替えることを示します。

第5章 施設類型ごとの方針

1 公共施設

公共施設全体の面積は平成28年10月現在、342,920㎡（ただし、上水道施設の建築物・下水道施設の建築物は含まない。）となっています。なお、ここに示す延床面積は、付属施設等（駐車場等）の床面積を含み、また、施設内に用途が異なる類型がある場合は、当該類型に計上しています。

(1) 庁舎、市民センター

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	1	9,740.72	2.8	市役所本庁舎
鹿北	1	576.46	0.2	鹿北市民センター
菊鹿	1	2,676.54	0.8	菊鹿市民センター
鹿本	1	849.52	0.2	鹿本市民センター
鹿央	1	1,548.01	0.5	鹿央市民センター
計	5	15,391.25	4.5	

注) 全体に占める割合とは、市が保有する公共施設の総延床面積（342,920㎡）に対する左記延床面積の割合です。なお、小数点以下第2位を四捨五入し、0.1%に満たなかった場合は「—」で表記しており、地域別の割合の合計と計の数値が一致しないことがあります。（以下、同じ）

○ 現 状

市役所本庁舎、市民センターは昭和50年代後半から平成26年の建設で、構造はRC造またはS造です。平成21年から26年にかけて、順次、改修及び建替え等、施設の更新を行い、全ての施設が新耐震基準をクリアしているため、当面の間、改修の必要性はありません。

○ 方 針

山鹿市地域防災計画では、本庁舎については災害時の災害拠点施設、各市民センターについては地域対策班の拠点施設として位置付けられており、本来の公用施設としての機能のほか、防災機能を発揮するため、適切な維持管理が必要です。施設管理面では環境負荷の低減とランニングコストの圧縮、職員数の減により発生する空き部屋の有効活用方法及び施設の包括的管理の委託の導入等、施設の有効活用と経費削減について検討していかなければなりません。

(2) 社会福祉施設、高齢者福祉施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	5	2,054.60	0.6	山鹿老人福祉センター 山鹿隣保館、福社会館
鹿北	1	839.06	0.2	鹿北老人福祉センター
菊鹿	2	153.90	—	高齢者ボランティアセンター
鹿本	3	1,020.34	0.3	親和荘、鹿本隣保館
鹿央	2	1,967.26	0.6	鹿央地域福祉センター 鹿央隣保館
計	13	6,035.16	1.8	

○ 現 状

昭和50年代から平成13年の建設で、構造は主にRC造です。大多数の施設が新耐震基準を満たしていますが、山鹿隣保館、親和荘は耐震化が未実施です。高齢者福祉施設については、高齢人口が平成32年まで増加傾向であるため、当分の間、施設の需要は高いことが予想されます。

○ 方 針

類似施設も多く、施設の更新時期を迎えた場合は、将来の利用状況を見極めた上で施設の存続・廃止を検討し、他施設との複合化を基本として整理します。また、一部の施設については、地元または民間による活用を見据え、譲渡を推進します。なお、運営面については、維持管理費の一定割合を受益者負担で賄える公平かつ適切な料金設定が必要です。



(3) 児童福祉施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	6	1,928.11	0.6	第一児童館、児童センター 旧鹿本教育会館
鹿本	1	192.00	0.1	鹿本児童館
計	7	2,120.11	0.6	

○ 現 状

昭和50年代から平成7年までに整備され、構造は主にS造です。大規模な改修等が行われておらず、今後は老朽化の進行とともに維持管理費の増加が見込まれます。施設によっては他の用途から引き継いだ施設もあり、用途を変更して活用しています。

○ 方 針

老朽化の進行度合、利用者の状況を勘案しながら、施設の更新時期を迎えた場合は、近接している他の施設にその機能を統合し、原則として新たな施設の建設は行わないこととします。

(4) 保育園・幼稚園

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	3	2,356.57	0.7	山鹿保育園、山鹿幼稚園
鹿北	2	933.68	0.3	広見保育園、岳間保育園
鹿本	3	2,378.01	0.7	幼慈園、鹿本幼稚園
鹿央	1	1,854.63	0.5	かおう保育園
計	9	7,522.89	2.2	

○ 現 状

保育園については、昭和40年代から平成17年までに整備され、構造は主に木造・RC造です。「公立保育園・幼稚園再編整備計画」に基づき、民営化や廃止をしたことにより、平成21年度の13施設から平成28年度現在で7施設に減少しています。一方、幼稚園については、平成16年に4園を有していましたが、平成28年現在、2園となっています。

○ 方 針

「公立保育園・幼稚園再編整備計画」に基づいて、施設の老朽化、子どもを取り巻く環境の変化、ニーズ等に対応するため、柔軟な事業運営が可能な法人保育園へ順次移譲するものとします。園児30人以下の小規模園については、定員規模の適正化を図るため計画的に閉園することとします。

(5) 農業用施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	4	691.41	0.2	南島排水機場 藤井川北第1・第2排水機場
鹿北	4	2,663.42	0.8	鹿北有機液肥製造施設 鹿北農産物加工施設伝承館
菊鹿	1	310.70	0.1	菊鹿有機液肥供給施設 小柳排水機場
鹿本	2	8,884.41	2.6	バイオマスセンター 小柳排水機場
鹿央	2	336.65	0.1	鹿央農産物加工施設味土里工 房
計	13	12,886.59	3.8	

○ 現 状

昭和50年代から平成25年までに、農業、畜産業の発展を目指し多様な施設が整備されてきました。構造は主にRC造です。施設によっては利用者数の減少、施設の老朽化による維持管理費の増加により、費用対効果の低下が懸念される施設も出てきています。

○ 方 針

建設当初の目的及び社会経済情勢等を踏まえ、施設機能や利用頻度の低下した施設、高額な管理費が伴う施設については新たな手法への転換も見据えて存続を検討し、譲渡・廃止も含めた保有量の適正化を図ります。また、排水機場については、洪水時における防災施設として確実に機能発揮できるよう、適正な維持管理を行い、必要に応じ更新も行うこととします。

(6) 物産館

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
鹿北	1	1,367.55	0.4	道の駅鹿北小栗郷
菊鹿	2	3,296.37	1.0	特産工芸村、鞠智城跡物産館
鹿本	1	8,320.15	2.4	道の駅水辺プラザかもと
鹿央	1	388.16	0.1	鹿央生産物直売所
計	5	13,372.23	3.9	

○ 現 状

平成5年から平成17年までに整備され、構造は主に木造（一部RC造の施設も含む）です。地域物産販売と観光の振興等を図るとともに、憩いの場を提供する施設として利用されています。建設当初は、類似施設も少なかったことから利用者数も堅調に推移していたものの、近年は近隣地域において類似施設が増加していることもあり、多くの施設で利用者が減少しています。

○ 方針

物産館は、本市の産業振興・地域の活性化を図る上で重要な施設です。運営面では全施設で指定管理者制度を導入し、民間のノウハウや経営手法を活用しながら管理経費の削減を図っています。施設の魅力を増大させるなど、来客者数の回復を図るための工夫を凝らす必要があり、経営状況の好転が見込める施設から積極的な譲渡を進めていきます。

(7) 保健医療施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	2	18,693.66	5.5	市民医療センター 山鹿健康福祉センター
菊鹿	1	1,559.56	0.5	菊鹿健康福祉センターひまわり館
鹿本	1	341.91	0.1	鹿本健康福祉センター
計	4	20,595.13	6.0	

○ 現状

健康福祉センターについては平成16年までに整備され、構造は主にRC造です。市民医療センターについては平成23年に旧管理棟を改築し、災害発生時においても病院機能が維持できるよう、地震に強い免震構造を採用しています。

○ 方針

健康福祉センターについては、健康福祉の活動拠点として住民が必要とするサービスの提供及び各種事業を総合的に行っていますが、特に活用が図られていない施設も存在し、それらについては他機能への転換を見据えて整理を行います。

(8) 衛生・清掃施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	2	1,706.02	0.5	し尿前処理施設、薄尾斎場

○ 現状

平成6年と平成8年に整備され、両施設ともに構造はRC造です。薄尾斎場については、指定管理者により民間の手法を用いて柔軟な運営を行い、管理経費の削減を図っています。し尿前処理施設については、生活雑排水やし尿の前処理を行う、環境衛生の面から重要な施設です。

○ 方針

両施設とも市民生活に不可欠な施設として適切な維持管理を行い、定期的な予防保全を行うことによりコストの削減を図ります。

(9) 商工観光施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	3	1,941.32	0.6	さくら湯、灯籠民芸館、山鹿バスセンター
鹿北	2	758.24	0.2	岳間溪谷キャンプ場 小栗カントリーパーク
菊鹿	2	1,381.08	0.4	矢谷溪谷キャンプ場
鹿央	1	255.82	0.1	鹿央古代の森交流施設
計	8	4,336.46	1.3	

○ 現 状

昭和60年代から平成18年にかけて整備され、30年近く経過した施設も有しています。構造は主に木造で、運営面では全ての施設で指定管理者制度を導入しています。

○ 方 針

指定管理者制度を導入したことで、民間手法を用いた柔軟な運営により管理経費の削減を図っています。利用者数、地域性や将来性、管理運営状況等を総合的に勘案し、民間事業者による動向も踏まえながら、行政サービスの必要性を検討していきます。

(10) 公園

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	23	530.94	0.2	湯の端公園、日輪寺公園
鹿北	2	95.20	—	瞑想の森公園 東野ため池公園
菊鹿	3	120.25	—	隈部館跡公園、相良公園
鹿本	4	501.07	0.1	一本松農村公園 下分田農村公園
鹿央	3	23.59	—	米野親水公園、奥永農村公園
計	35	1,271.05	0.4	

※ 管理棟、トイレ、休憩所等を有する公園を施設数に計上しています。

○ 現 状

公園は、管理棟、トイレ、休憩所等の施設を有しています。昭和50年代後半から平成28年までに整備され、構造は木造、RC造が多数を占めています。地元で管理している公園については、積極的な自治会等への譲渡を図っているところです。

○ 方針

広く一般的に不特定多数の者（市外の利用者、観光客を含む。）が利用する公園については、従来どおり行政直轄型の公園として管理します。一方で、利用者が限定される公園については、引き続き利用団体及び地元との協議の上、譲渡を前提に検討を行い、譲渡が困難な場合は、利用団体等に対し管理を委ねます。特に地元要望に基づき整備を行ったものについては、原則地元管理とします。

(11) 市営住宅

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	15	39,087.39	11.4	広町ビル団地、鍋田団地、津留団地
鹿北	6	3,622.88	1.1	東野団地、幸ヶ丘団地
菊鹿	3	8,628.59	2.5	みどり団地、島田団地
鹿本	16	22,012.08	6.4	良福寺第1～4団地、鬼丸団地
鹿央	5	7,857.25	2.3	姫井団地、一里木団地
計	45	81,208.19	23.7	

※ 表内では、団地ごとに施設数をカウントしています。

○ 現状

昭和40年代から50年代に整備したものが多いものの、一部は昭和30年代のものもあり、建築後約30～50年を経過した住宅の割合が約75%を占めています。主に簡易耐火構造の平屋で、入居状況は常態的に満室に近い状況です。経過年数に応じ老朽化が進行し、多くの施設が更新の時期を迎えています。また、類似団体と比較した場合、戸数・延床面積のいずれも2倍以上の保有量となっています。

○ 方針

人口減少、民間賃貸住宅の増加が進む中、類似団体と比較しても過剰といえる量を保有していくことは、財政的にも困難です。保有量と適正配置を見極めた上で、存続する住宅については、「市営住宅長寿命化計画」に基づき耐久性向上の改修工事や予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、社会情勢等から適切な使用料を設定し、財源の確保を図ります。老朽化が著しく、更新しない住宅にあつては、退居後に解体することとします。

(12) 消防施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	5	3,886.84	1.1	市消防本部、消防団車庫
鹿北	1	224.40	0.1	鹿北分署庁舎
菊鹿	1	37.00	—	消防団車庫
鹿本	1	300.30	0.1	東分署庁舎
計	8	4,448.54	1.3	

○ 現 状

山鹿植木広域行政事務組合による消防事務の共同処理を廃止し、平成27年度から本市単独での設置となっています。建築年は消防本部のある庁舎が平成19年で、各分署庁舎が昭和49年となっており、構造は主にRC造またはS造です。消防団車庫については、山鹿地区の4カ所、菊鹿地区の1カ所が、市所有の施設です。

○ 方 針

分署については、建築後40年以上が経過し更新時期を迎えようとしています。定期的な点検と計画保全によりできる限り長寿命化に努めるほか、更新にあっては、現場到着時間等を考慮しながら、既存施設の用途変更等による有効活用も検討します。また、消防団車庫については、協議の上、地元への譲渡を進めていきます。

(13) 小・中学校、学校給食センター

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設 (小学校)
山鹿	7	30,073.00	8.8	山鹿小学校、他6校
鹿北	1	3,669.00	1.1	鹿北小学校
菊鹿	1	3,787.00	1.1	菊鹿小学校
鹿本	3	9,848.00	2.9	来民小学校、他2校
鹿央	3	9,612.00	2.8	千田小学校、他2校
計	15	56,989.00	16.6	

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設 (中学校)
山鹿	2	12,811.00	3.7	山鹿中学校、鶴城中学校
鹿北	1	5,630.00	1.6	鹿北中学校
菊鹿	1	5,861.00	1.7	菊鹿中学校
鹿本	1	5,465.00	1.6	鹿本中学校
鹿央	1	6,232.00	1.8	米野岳中学校
計	6	35,999.00	10.5	

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設 (学校給食センター)
菊鹿	1	358.00	0.1	菊鹿給食センター
鹿本	1	431.00	0.1	鹿本給食センター
計	2	789.00	0.2	

※ 表中の施設数には、廃校を含みません。

○ 現 状

昭和40年代から昭和60年代にかけて多数の学校で整備が行われ、構造は主にRC造で建築されています。校舎、体育館等は全て耐震改修済で、耐震化率100%です。児童生徒数が減少している中、「学校規模適正化基本計画」に基づいた施設整備を推進しています。

○ 方 針

学校施設については、毎日多数の児童生徒が使用する施設であるため、常に安全な状態が保たれていなければなりません。定期的な点検と予防保全により、適切な教育環境の維持に努めます。また、教育の情報化、トイレ環境の改善や空調の設置など、様々な社会的要請や自然的要因を踏まえ、学習環境の機能的向上を図ります。また、学校給食センターについては、児童生徒に安全、安心な給食を提供するため、衛生環境に配慮した適切な維持管理に努めます。

(14) 公民館、集会所、研修施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	16	6,452.23	1.9	米田地区公民館、石集会所、蒲生コミュニティーセンター
鹿北	8	3,324.07	1.0	鹿北地区公民館 岳間研修センター
菊鹿	2	2,197.00	0.6	菊鹿地区公民館 山村都市交流施設木馬館
鹿本	5	2,918.44	0.9	鹿本地区公民館、旧来民郵便局、鹿本教育集会所
鹿央	3	1,978.25	0.6	鹿央地区公民館、鹿央多目的研修センター、ふれあい塾
計	34	16,869.99	4.9	

○ 現 状

昭和40年代から平成26年にかけて整備されており、構造は主にS造または木造です。鹿北・鹿本・鹿央地区公民館については、各市民センター内に併設されています。地区公民館をはじめ、多くの施設が更新時期を迎えています。

○ 方 針

これらの施設については、老朽度、地域性、管理運営の効率性及び建設当初の目的を踏まえた上で、施設の集約化、複合化、廃止等を検討します。用途の見直しも考慮

しながら、地元等による施設の利用促進が見込まれるものについては積極的な譲渡を推進し、今後も長期的に使用する施設については、定期的な点検と計画保全により長寿命化を図ります。

(15) 社会教育施設、文化施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	5	4,511.89	1.3	こもれび図書館、八千代座、博物館
鹿北	1	144.10	—	鹿北市民センター図書室
菊鹿	1	144.00	—	菊鹿市民センター図書室
鹿本	2	793.52	0.2	清浦記念館、ひだまり図書館
鹿央	3	619.83	0.2	くらしの歴史館、霜野文化財収蔵庫
計	12	6,213.34	1.8	

○ 現 状

平成の大修理により復原した芝居小屋「八千代座」(重要文化財)をはじめ、構造は主に木造、RC造です。管理体制は、2つの施設で指定管理者制度を導入していません。八千代座は、耐震化の改修がなされていますが、博物館については、昭和52年に建築され、大規模改修や耐震化は未実施です。

○ 方 針

本施設は、山鹿市の文化振興の役割を担い、歴史・文化を継承していく上で重要な施設です。基本的には長期にわたり存続させる施設であるため、計画的かつ予防保全的な改修による延命化を図るものとします。なお、博物館については、博物館等環境整備検討委員会の意見等を踏まえ、今後の方向性を決定するものとします。

(16) 社会体育施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	8	16,064.42	4.7	カルチャースポーツセンター サイクリングターミナル
鹿北	6	4,356.20	1.3	鹿北グラウンド 鹿北柔剣道場
菊鹿	8	6,845.43	2.0	あんずの丘多目的体育館 城北体育館
鹿本	3	4,159.48	1.2	鹿本体育館、鹿本柔剣道場
鹿央	2	3,051.27	0.9	鹿央体育館 鹿央総合運動公園
計	27	34,476.80	10.0	

○ 現 状

昭和50年代から平成16年にかけて多種の施設を整備していますが、構造については、体育館は主にRC造、武道施設は主にS造となっています。合併前に各市町で整備された施設をそのまま新市に引き継いでいるため、類似団体と比較しても保有量が過剰な状況です。また、近年では小中学校の再編により廃校となった体育館を、社会体育施設として用途変更しているものもあるため、施設数は益々増加傾向にあります。また、多くの施設が昭和50年代を中心に整備されており、整備後30年から40年を経過しているため、多くの施設で改修の時期を迎えています。

○ 方 針

本市としてあるべき施設の保有量と適正配置を踏まえた上で、絶対量の削減に努めます。他用途での市による活用が見込めず、廃止の方針を決定した施設のうち、地元等との協議により譲渡が可能なもの、または民間等での活用が見込まれるものについては積極的に譲渡し、それ以外のものについては計画的な除却を行います。一方、存続が必要な施設については適正な使用料を設定し、今後も長期にわたり使用できるよう定期的な点検と計画保全による長寿命化を図ります。

(17) その他の施設

地域	施設数	延床面積 (㎡)	全体に占める 割合 (%)	主な施設
山鹿	8	1,272.85	0.4	資材倉庫、建設倉庫
鹿北	4	842.43	0.2	防災行政無線中継局
菊鹿	3	582.63	0.2	旧菊鹿中央保育園、ALT住宅
鹿本	1	680.63	0.2	倉庫
鹿央	2	915.16	0.2	旧千田保育園
計	18	4,293.70	1.3	

※ 行政財産であるものの利用がされていない施設は、その他の施設に分類していません。

○ 現 状

その他の施設のうち旧園舎等は、昭和30年から平成20年にかけて整備され、構造は主に木造またはRC造で、倉庫等については主にS造です。

○ 方 針

倉庫等については、利用状況、老朽度、管理運営の効率性を勘案した上で、施設の売却、他施設との集約化、廃止等を検討し総量の圧縮を図ります。

(18) 普通財産

○ 現 状

統廃合により廃校となった施設や、地元等への譲渡を見据えた施設等を普通財産として管理しており、総延床面積は17,485.60㎡です。

○ 方 針

廃校施設について、使用可能な施設にあつては、他用途への転換や、地域住民による活用、あるいは民間事業者への貸付・譲渡も含め、幅広い選択肢を持って再利用に努め、結果、利用が見込めない施設に限り計画的な解体を行うこととします。その他の施設については、行政目的を持たない普通財産であるため、積極的に公売するなど財産の有効活用と総量の縮減に努めます。

2 インフラ

(1) 道路

○ 現 状

市民の活動範囲の拡大や産業基盤の発展により拡張されてきた道路については、新たな整備を行う時代から、より機能向上や安全対策を重視した維持・保全への転換を図っています。厳しい財政状況下、市道、農道、林道合わせて全長1,155kmにもなる道路を適切に維持していくための計画的なマネジメントが必要となっています。

○ 方 針

超高齢化社会を間近に迎える中、市民に優しい安全な施設として管理していくことが第一です。日常のパトロールや定期的な調査、測定により、常に施設の状況把握に努めながら、予防保全による適正な管理と費用の縮減を目指します。また、「舗装維持管理計画」などの策定趣旨を踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理に努めていきます。

(2) 橋梁・トンネル・その他構造物等

○ 現 状

市道、農道、林道合わせて633の橋梁、5本のトンネル、3つの側道橋を管理し

ています。他自治体での事故をきっかけに、全国でインフラの老朽化対策、安全管理対策が重視されてきており、定期的な点検、診断等を行いながら、安全性の確保に努めています。

○ 方針

道路と同様、常に安全な状態を保ちながら、施設本来の機能を十分に発揮することが求められており、その現状把握と必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、併せて維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、平準化を図ります。

(3) 河川等

○ 現状

河川については、179本の準用河川と普通河川の管理を行っています。

○ 方針

巡視や住民情報等により管理対象河川の現状を把握するとともに、災害の発生を抑制する適切な維持管理に努めます。

(4) 水道

○ 現状

上水道は、9カ所の浄水施設、5カ所の排水施設、及び約212kmの管路を保有・管理しています。また、簡易水道については、7カ所の浄水施設、11カ所の配水施設、約92kmの管路を保有・管理しています。どちらも、市民生活、産業活動に欠かせないライフラインとして、安全・安心な飲用水の安定供給に努めています。

○ 方針

上水道、簡易水道とも、供給開始から60年以上が経過しており、老朽施設の計画的な更新とともに施設の耐震化を進めていきます。

なお、施設更新にあたっては、将来的な人口減少による水需要・給水収益の減少に対応するため、水道施設の規模の適正化と集約化、更新費用の財源となる水道料金の適正化等、アセットマネジメントに取り組み、持続可能な水道事業の経営に努めます。

(5) 下水道

○ 現状

公共下水道は、2つの処理区で、1カ所の処理場、3カ所の雨水ポンプ場及び約195kmの^{かんきよ}管渠を保有・管理しています。また、農業集落排水については、21の処理区で、20カ所の処理場、約269kmの^{かんきよ}管渠を保有・管理しています。どちらも面的整備は終了し、今後は施設の維持更新が中心となってきますが、公共下水道は供用開始から40年以上が経過していること、農業集落排水は多くの処理施設を抱えていることが施設管理の課題となっています。

○ 方針

公共下水道については、処理場、^{かんきょ}管渠とも老朽化が懸念されており、「長寿命化計画」や今後策定する「ストックマネジメント計画」に基づき、施設の延命化に資する対策を講じていきます。農業集落排水については、処理施設の機能診断等を踏まえた最適化構想の策定により、効率的な処理体系を目指します。どちらも施設管理を業者委託で行っているため、当該業者との連携による施設情報の的確な把握に努め、予防保全による機能維持と経費削減に努めます。なお、人口減少や維持管理費用から見てあるべき使用料の設定を行うなど、適正かつ公平な料金体系を構築するものとし



第6章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取組体制の確立

これまでの公共施設等の管理運用については、個別に定める整備計画、長寿命化計画等に係るもののほか、前計画を基調とし、検討委員会の意見を踏まえた上で全庁的な意思統一を図りながら進めてきました。その成果として、旧久保田グラウンド、健康館ゆ〜かむ等の払い下げ等を実行し、財政負担の軽減や収入確保につながっています。

今回定める本計画においても、なお一層全ての部署が共通認識を深め、連携した取組を展開していくよう推進体制の強化が必要です。まずは、既存施設の存続を前提とした考え方を捨て、全職員が公共施設等の現状、財政状況を十分に理解した上で、総量の適正化と予防保全への方向転換を図る意識を常に持つために、専門的技術研修や全職員を対象とした研修会等を通じて啓発に努め、公共施設マネジメントのあり方やコスト意識の醸成を図ります。

同時に、全庁にまたがる施設情報の管理・集約、本計画の確実な遂行を確保するための進行管理を総務部財務課で行い、検討委員会を計画の推進、進捗状況、見直しなど、総合的な確認・審議機関として位置付けるとともに、各部局の筆頭係長を本計画に係る連絡推進員として、施策の浸透と体制の強化を図ります。

2 計画の進行管理と見直し

本計画に掲げる目的をより実践的かつ具現化するために、個別施設ごとに「公共施設等管理活用計画（仮称）」（以下「個別計画」という。）を策定します。この個別計画には、施設の現状のほか、具体的な方向性、目標年度、存続とした場合の改修計画、維持・管理費用の推計等を示し、進行管理と状況の変化に応じた見直しを行います。また、インフラについては、各インフラが定める「長寿命化計画」や「施設整備計画」等を進捗管理の対象とする計画に位置付けます。

施設等管理のアクションプランとなるこれら計画を、適正に進行管理していくことで、PDCAサイクルを活用した本計画の評価、見直し、フォローアップや定期的なローリングにつなげていきます。

具体的には、PDCAサイクルで評価対象のもととなる目標（値）が、個別計画の積み上げにより明確になることから、平成33年度を初期としておおむね5年ごとにその成果を評価、見直しすることとし、適宜議会への報告や市民への公表を行っていきます。

3 説明責任と情報公開

公共施設等の多くが、直接的な市民サービスを行う機関、施設であることから、その存続、廃止、再編は、市民生活への影響に直結するものです。

そのため、本計画の推進にあっては、市民にわかりやすい形でその問題点、必要性、

解決策を協議・説明しながら共有し、山鹿市全体での取組として認識、実現していくものです。

なお、本計画に係る情報については、ホームページを通じて適宜お知らせしていくものとします。

用語説明

用語	説明
ア行	
アクションプラン	目的を遂げるための戦略、基本方針及び実施する具体的な行動内容を示した計画。
アセットマネジメント	公共事業によって作られた社会資本や公共資産(アセット)を効率的に維持、運用(マネジメント)するための技術や管理方法。
RC造	鉄筋コンクリート造。耐久性、耐火性、強度に優れ、経済性に富む構造として中高層建築で多く採用されている。
維持補修費	公共施設等の効用を保存するための経費。施設の補修が適宜かつ適切に行われないと、損傷を早め、後に多額の普通建設事業費を支出する結果を招く。
一定要件農道	市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端(起点及び終点)が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。
一定要件林道	市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端(起点及び終点)が道路法に基づく道路に接続(一定要件林道又は一定要件農道等を介して接続する場合を含む。)し、かつ林道台帳作成済みの道路をいう。
一般財源	用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源。地方税、地方交付税、繰越金などがある。反対に、用途が特定されている財源を特定財源といい、国県支出金、市債、使用料・手数料などがある。
インフラ	インフラストラクチャー(infrastructure)の略。道路、港湾、鉄道、空港といった産業基盤となる施設や住宅、環境衛生、上・下水道、学校、公園などの生活基盤となる施設が含まれる。※本計画においては、道路、橋梁・トンネル、河川、上・下水道を指し、住宅、学校、公園等は含めない。
インフラ長寿命化基本計画	全国のインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を目指し、平成25年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた。将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組みを実行する計画。国・地方ともに定めることを要請されており、地方において定めるものが「公共施設等総合管理計画」となる。
S造	鉄骨造。主要構造部に形鋼・鋼板・鋼管などの鋼材を用いた構造。軽量で粘り強い構造のため、高層建築や大架構建築などに適している。
カ行	
学校規模適正化基本計画	少子化が進む中で、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備・充実を図るため、学校の再編を推進する計画。1次計画:平成21年～平成26年、2次計画:平成27年～平成31年
学校規模適正化事業	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、学校規模適正化基本計画に基づき学校規模の適正化(学校の統廃合)を進めるもの。
合併算定特例	「合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という合併特例法の定めに基づくもの。配分額は合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定される。
義務的経費	市の歳出のうち、支出が義務付けられ簡単には削減できない経費。職員・議員などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の償還をするための公債費。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化していると言われる。
公共施設再編整備計画	合併後の全公共施設について、行政目的の観点からそのあり方(利活用)を検討した上で、今後の取扱い方針を定めたもの。平成18年に策定し、平成23年に「第2次公共施設再編整備計画」として内容の見直しを行っている。
公共施設等	本計画においては、本市が所有する建築物及びインフラ施設を併せたものをいう。具体的には、いわゆるハコモノの他に、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上水道・下水道等)を指す。
公共施設マネジメント	高度成長期に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えることや、人口減少・少子高齢化に伴う財政収支の動向を踏まえ、公共施設を行政経営の観点から総合的かつ統一的、効率的に管理運営・利活用する仕組み。
公債費	市債(地方債)の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
公有財産	地方公共団体が所有する土地・建物等の不動産、地上権、特許権、著作権、株式等をいう。公有財産は、行政財産と普通財産に分けられる。

公有財産の譲渡に係る取扱方針	本市の公有財産の譲渡(売却)に関し、譲渡の方法、譲渡価格及び対象とする財産等について、その取扱方針を定めたもの。
公立保育園・幼稚園再編整備計画	過疎化の進行と少子化に伴う児童数の減少及び地域間格差の広がり等、児童を取り巻く環境の変化に対応するため、子育て支援環境の向上を図ることを目的に策定。計画期間:平成21年度～平成25年度(前期計画)、平成26年度～平成30年度(後期計画)
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「都道府県別将来推計人口」、「市区町村別将来推計人口」等を公表している。(略称:社人権)

サ行	
財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の通称。地方公共団体の財政が悪化して手遅れにならないよう、財政状況を統一的な基準で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるために、平成21年4月に施行された法律。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。財政力指数が1を超えると富裕団体とよび、0.4未満を過疎団体の一要件とするなど、国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。基準財政収入額÷基準財政需要額の過去3年の平均で求める。
市営住宅長寿命化計画	市営住宅に関する個別施設計画。安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防安全的な観点から早期の修繕や改善を行うことにより、住宅の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を目指すもの。平成25年3月策定。
市債(地方債)	市が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって借り入れる資金のことで、いわゆる市の借金をいう。
自主財源	市が自主的に収入しうる財源。市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などがある。自主財源の割合が高いことは、使途決定を自主的に実行する状況を指しているため、一般にその割合が高いことが望ましい。
実質公債費比率	自治体の収入(税収や交付税)に対する負債返済(公債費)の割合。通常3年間の平均値を使用。18%以上だと新たな借入れに国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借入れを制限される。
指定管理者制度	公の施設の管理に、民間の手法や能力を活用しつつ、市民サービスの向上及び経費節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正によって導入された制度。
社会資本整備計画	合併協議時に策定した新市建設計画の着実な推進と財政の健全化の両立を図るため、財政状況、社会情勢の変化等を考慮して、合併後の主要な社会資本整備の方針を定めたもの。計画期間:平成22年度～平成26年度(1次計画)、平成27年度～平成31年度(2次計画)
集約化	同一又は類似の用途(機能)を有する複数の施設を一つの施設にまとめること。
将来負担比率	自治体の一般会計など財政規模に対し、将来負担すべき実質的な負債の割合を示したもの。市町村単位では、この数値が350%を超えると早期健全化団体となり、自治体は財政再生計画をまとめなければならない。
新市建設計画	合併市町の建設計画を総合的かつ効果的に推進することを目的に、合併協議の中で策定された計画。合併からの10年間を計画期間としている。
新耐震基準	建物が地震の振動に耐え得る能力を定めるもの。現在の基準は昭和56年6月1日以降の建築確認において適用され、以前の耐震基準と区別するため、新耐震基準と呼ばれている。震度6強から7に達する地震でも倒壊しない建物であることとして建築基準法で定められている。
ストックマネジメント	既存の構造物や施設(ストック)を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。施設の必要性、老朽度を判定したり、改修時の費用、効果等を踏まえ、改修、用途変更、解体等を適格に判断し、長期的な管理費用を低減しようとする際に重要となる。
生産年齢人口	総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、15歳から64歳までの人口で、労働力の中核をなす人口。

タ行	
第2次山鹿市総合計画	本市のまちづくりにおける最上位計画で、「人輝き飛躍する都市やまが」を将来都市像として位置づけ、「人を創る」「経済を創る」「住み続けたいまちを創る」の3本柱をまちづくりの基本姿勢として、平成28年度からの10年間を計画期間としている。
第3次行政改革大綱	本市を取り巻く社会経済環境の変化に適切に対応すべく、積極的な行政改革に取り組むもの。平成29年度からの5年間を推進期間としている。

第3次財政構造改革大綱	本市が将来にわたり、市民サービスの維持・向上を図っていくために、持続可能な行財政改革を進めていくうえでの基本的な考え方や取組内容を取りまとめたもの。平成29年度からの5年間で推進期間としている。
地方交付税	全国の住民が、どこでも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方交付税を財源とすることが定められている。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。
長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら耐用年数を伸ばすことをいう。
定住自立圏共生ビジョン	中心市と周辺市町村が連携・協力することで、圏域全体の活性化を図ることを目的に協定を結び形成される「定住自立圏」において、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載したものの。中心市が策定し公表する。平成23年1月策定。
ナ行	
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口をいう。発展途上国ではこの数値が高く、逆に先進国では低くなる傾向がある。
ハ行	
PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。
PPP	公共サービスの提供に民間が参画することで、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、公設民営方式、さらには包括的民間委託、自治体業務の外部委託等も含まれる。
複合化	利用用途(機能)が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめること。
普通会計	公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたもので、一般会計を中心として、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものの。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等の公共又は公用施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。
普通財産	市の財産のうち、公用財産(庁舎や消防施設など市が直接使用する財産)又は公共用財産(学校、図書館、公民館、市営住宅、公園等)を行政財産といい、それ以外の公有財産を普通財産という。
包括的民間委託	民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件としつつも、その手法については民間に任せる、いわゆる性能発注の委託方式。
舗装維持管理計画	道路種別に応じた効率的かつ合理的な維持管理を行うことで、今後集中すると予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減を目指すもの。平成28年度策定。
ヤ行	
山鹿市地域防災計画	地域の保全、市民の生命及び財産を災害から保護することを目的として、市が災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係る事務、業務に関して総合的に定めた計画。
山鹿市長期人口ビジョン	本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するもので、総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置付けられる。平成27年10月策定。
山鹿市総合戦略	山鹿市長期人口ビジョンで示した人口の将来展望を実現するため、2019年までの5年間の目標や取組の方向性として、「やまがの戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出」「やまがの地で生み育て・くらしやすい地域を創る」の2つの基本目標のもと実現に向けた具体的な施策を掲げたもの。平成27年10月策定。
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで、機能の保持や回復を図る管理手法をいう。
ラ行	
ライフサイクルコスト	施設の計画、設計費、工事費等の初期投資(インシャルコスト)と、その施設の保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費(ランニングコスト)、さらに解体処分まで加えた、建物にかかる生涯コスト。
類似団体	国が国勢調査をもとに、人口と産業構造の2要素の組み合わせによってグループ化した自治体。規模の似ている全国他市との比較をする場合に利用される。